

日野市議会会議録

昭和59年第2回臨時会

第22号～第23号

6月1日開会

6月2日閉会

日野市議会

日野市立図書館

81-7354



14 61 264

1461264

昭和 59 年 第 2 回 臨時 会 日 程

6 月 1 日 (金曜日) 会期の決定、議案上程、選挙、議案審査報告

6 月 2 日 (土曜日) 議案審査報告

昭和 5 9 年
第 2 回臨時会

日 野 市 議 会 会 議 録 目 次

○ 6 月 1 日 金曜日（第 1 日）

出 席 議 員		1
欠 席 議 員		1
出 席 説 明 員		2
議 事 日 程		2
開 会		5
会議録署名議員の指名		5
会 期 の 決 定		5
（ 議 案 上 程 ）		
議 案 第 3 8 号	昭和 5 8 年度日野市一般会計補正予算（第 8 号）の専決処 分の報告承認について	5
議 案 第 3 9 号	日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報 告承認について	27
議 案 第 4 0 号	日野市衛生処理場ごみ焼却施設建設工事請負契約の締結に ついて	34
議 案 第 4 1 号	日野市監査委員の選任について	48
議 案 第 4 2 号	日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について	49
（ 選 挙 ）		
	日野市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	49
（ 議 案 審 査 報 告 ）		
議 案 第 4 0 号	日野市衛生処理場ごみ焼却施設建設工事請負契約の締結に ついて	51
会 期 の 延 長		73
延 会		74

○ 6 月 2 日 土曜日 (第 2 日)

出席議員		75
欠席議員		75
出席説明員		76
議事日程		76
開議		77

(議案審査報告)

議案第 40 号	日野市衛生処理場ごみ焼却施設建設工事請負契約の締結に ついて	77
閉会		95

6 月 1 日 金曜日 (第 1 日)

昭和 5 9 年

第 2 回臨時会

日 野 市 議 会 会 議 録 (第 22 号)

6 月 1 日 金曜日 (第 1 日)

出 席 議 員 (3 0 名)

1 番	橋 本 文 子 君	2 番	福 島 敏 雄 君
3 番	小 俣 昭 光 君	4 番	小 山 良 悟 君
5 番	谷 長 一 君	6 番	古 谷 太 郎 君
7 番	馬 場 繁 夫 君	8 番	馬 場 弘 融 君
9 番	高 橋 徳 次 君	10 番	旗 野 行 雄 君
11 番	一ノ瀬 隆 君	12 番	板 垣 正 男 君
13 番	鈴 木 美 奈 子 君	14 番	川 嶋 博 君
15 番	飯 山 茂 君	16 番	夏 井 明 男 君
17 番	黒 川 重 憲 君	18 番	古 賀 俊 昭 君
19 番	市 川 資 信 君	20 番	藤 林 理 一 郎 君
21 番	名 古 屋 史 郎 君	22 番	竹ノ上 武 俊 君
23 番	米 沢 照 男 君	24 番	中 山 基 昭 君
25 番	大 柄 保 君	26 番	秦 正 一 君
27 番	奥 住 芳 雄 君	28 番	石 坂 勝 雄 君
29 番	滝 瀬 敏 朗 君	30 番	高 橋 通 夫 君

欠 席 議 員 (な し)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
助役	赤松行雄君	総務部長	伊藤正吉君
企画財政部長	前田雅夫君	生活環境部長	坂本金雄君
市民部長	加藤一男君	都市整備部長	結城邦夫君
清掃部長	大貫松雄君	福祉部長	高野隆君
建設部長	中村亮助君	病院事務長	佐藤智春君
水道部長	永原照雄君	教育次長	小山哲夫君
教育長	長沢三郎君	管財課長	小山光之君
財政課長	大崎茂男君		
清掃業務課長	檜山茂君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根雪峰
速記者 小野口純子君

議事日程

昭和59年6月1日(金)
午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定

(議案上程)

- 日程第3 議案第38号 昭和58年度日野市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告承認について
- 日程第4 議案第39号 日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について
- 日程第5 議案第40号 日野市衛生処理場ごみ焼却施設建設工事請負契約の締結について
- 日程第6 議案第41号 日野市監査委員の選任について
- 日程第7 議案第42号 日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
(選挙)
- 日程第8 日野市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
(議案審査報告)
- 日程第9 議案第40号 日野市衛生処理場ごみ焼却施設建設工事請負契約の締結について
- 追加日程第1 会期の延長

本日の会議に付した事件
日程第1から第9及び追加日程第1まで。

午前 11 時 4 分開会

○議長（高橋通夫君）　これより昭和 59 年第 2 回日野市議会臨時会を開会し、直ちに
本日の会議を開きます。

　ただいまの出席議員 30 名であります。

　次に日程第 1、会議録署名議員の指名の件については、会議規則第 81 条の規定により議長
において指名いたします。

　6 番 古 谷 太 郎 君

　7 番 馬 場 繁 夫 君

を指名いたします。

　次に日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

　議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（中山基昭君）　おはようございます。

　本日の第 2 回の臨時会の運営につきまして、先ほど 9 時 30 分より議会運営委員会を開催し
てまいりました。

　その結論といたしまして、会期につきましては本日 1 日といたします。

　さらに、議案 40 号の工事契約案件につきましては、関係の委員会において付託をし、審議
を進めることにいたしました。

　以上、よろしく御審議と御確認を願ひまして報告を終わります。

○議長（高橋通夫君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日 1 日と決定いた
しました。

　これより議案第 38 号、昭和 58 年度日野市一般会計補正予算第 8 号の専決処分の報告承認
の件を議題といたします。

　理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 御送付いたしました議案をもって臨時会をお願いいたします。
よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第38号、昭和58年度日野市一般会計補正予算第8号の専決処分の報告承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和58年度日野市一般会計補正予算第8号で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昭和59年3月31日付で専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ8,189万円を追加し、歳入歳出予算の総額を262億6,409万4,000円とするものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたしますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 御説明申し上げます。昭和58年度日野市一般会計補正予算第8号でございます。専決処分の報告でございます。

まず、今回の補正の理由でございますけれども、例年議会のお許しをいただきまして、予算の最終の調整をさせていただいているというものでございます。

内容といたしましては、国都支出金並びに起債等の決定額に整合させるものでございます。

2番目といたしましては、行政協力費でございますけれども、これは目的に沿った積み立てをしておりますので、予算決算の内容を明確にするために補正をさせていただいたというものでございます。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。順序といたしましては、予算書の条文に従いまして御説明を申し上げます。

まず、8、9ページでございます。歳入の地方譲与税、地方道路譲与税でございます。これは、先ほど申し上げましたように決定額に合わせまして補正をいたしました。

次が、10、11ページでございますけれども、自動車重量譲与税でございますけれども、これも地方道路譲与税に同じく、決定額に整合させたというものでございます。

次が、14、15ページでございます。地方交付税でございます。

内容といたしましては、特別交付税でございます。金額は2,802万5,000円でございます。これは、当初予算につきましては科目存置で予算計上いたしましたけれども、いわゆる年度末になりまして決定をいたしましたので、補正をするものでございます。

次が、16、17ページでございます。これも、いままで御説明申し上げましたように、決

定額に整合させたものでございます。

次が、18、19ページでございます。国庫支出金全般でございますけれども、これも国の決定額に合わせた補正でございます。

次が、少し飛びまして26、27ページでございます。都の支出金、都の補助金でございますが、その中で特に1目の総務費補助金の市町村調整交付金、それから振興交付金でございますけれども、調整交付金につきましては、429万8,000円を補正をし、振興交付金につきましては、これも科目存置でございましたけれども、説明欄にございますとおり9,130万円決定をされましたので、今回補正をしたというものでございます。

次が、34、35ページでございます。寄付金の、一般寄付金でございます。公共公益施設費1,506万5,000円でございます。これは支出の方で、39ページで御説明をまたいたします。

次が、36、37ページの市債でございますけれども、これもいままで申し上げましたように、起債の決定額に整合させた補正ということでございます。

次が、歳出でございますけれども、38、39ページでございます。この中で財産管理費の積立金でございます。公共施設建設基金、それから環境緑化基金、これにつきましては、先ほど歳入の中で御説明申し上げましたように、行政協力費を、いただきました算出の内容に分けて積み立てをするというものでございます。この二つの合計が歳入の1,506万5,000円に合致するものでございます。

財政調整基金でございますけれども、2億1,800万円でございますが、これは地財法等の関係もございますので、ここで積み立てを行うというものでございます。

次が、民生費の関係でございますけれども、これは国都支出金のいわゆる歳入に見合う補正をここでしたものでございます。

次が、最後の48、49ページの予備費でございます。これは8,062万円を減額をいたしましたわけでございます。これは全体の予算の中での調整を図ったというふうに御理解をいただきたいと思います。

次が、予算の第2条でございますけれども、地方債の関係でございます。4ページをお開きいただきたいと思います。地方債の補正でございますが、これもいままで歳入歳出で御説明申し上げましたように、各事業の起債の額の決定がなされましたので、その数字に整合させたというものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。小山良悟君。

○4番（小山良悟君）　まず歳入の点で、地方譲与税と自動車取得交付金、いずれも道路財源ということでありますけれども、この歳入に伴う対応する歳出、土木の補正がなされていないんですけれども、対応できていないんですが、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから、地方交付税です。特別交付税が科目存置であったわけですが、これが2,800万交付された。この交付された内訳といいますか、算定根拠を御説明いただきたいと思います。

それから、都支出金の方で、市町村振興交付金、これも当初は科目存置になっておったわけですが、これも交付されておるわけですが、同じようにこの算定根拠、この辺も御説明をいただきたいと思います。

さらに、市民会館の補正ですが、これは起債カットをされたわけですが、本年度59年度は、10億円以上の起債を予定しているわけですが、またこういうふうな、この問題が大変大きな問題を含んでいると思うんですが、59年度の起債の予定については、どのような対応をされ、解決していくか、その辺のところを明確な回答をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。まず第1点の道路財源の問題でございますけれども、いま小山議員さんがおっしゃいましたこの税目につきましては、交付金の交付の仕方として、9月、12月、3月というような3分割をして、その3分割もなお年度後半に交付されるわけでございます。そういった中で最終の補正をして事業をやるということとは、非常に技術的には困難でございます。

したがって、こういう補正になるわけでございますけれども、これはもう御承知のように目的財源でございますので、やはり翌年度でちゃんとこういうものは目的財源として使うような配慮をしておるわけでございます。

それから、交付税の問題でございますけれども、これは3番目の振興交付金にも相当するわけござ

いますけれども、これは特殊事情に、特殊のいわゆる市町村の行政事情に対して交付をする、という性質のものであります。要するに調整交付金とか、あるいは普通交付税とちょっと性質が違っているものでございます。

したがって、両方とも、各市も大体そうだと思いますけれども、当初から予算に計上、いわゆる予定をしないで、補正で処理をします。要するに非常に不確定な財源だということで、こういう処理をしているというものでございます。

それと、算定の根拠でございますけれども、まず特別交付税でございますけれども、これはやはりいろんな国が定めました費目がありまして、その費目に該当するものを市が出すわけでございます。細かなものを申し上げますと、緑化対策事業、駅前放置自転車対策事業、防音関連維持費、それから中学校の仮設教室の建設事業、文化財発掘調査、心身障害者通所訓練施設等、それから休日昼夜の夜間の診療事業、総合病院の健全化事業、そういったものにつきまして、日野市の場合は要求をしてございます。

その他、金額のわからない部分も実際にはございますけれども、それを含めまして、ここにございますような金額が決定をされた、というものでございます。

それから、さらに都の振興交付金でございますけれども、振興交付金としては、市の方から要望いたしましたものを個別にちょっと申し上げますと、耐震用の貯水槽の設置、防災無線の設置、し尿3次処理施設の新設、百草台小学校の校庭整備、程久保小学校のテニスコートの建設、七生中学校の特殊学級の新設、平山小プール更衣室等の整備、平山小その他1校でございますけれども、非常階段の設置、浄化槽汚泥処理施設。このほかに三沢中の防音壁の設置であるとか、一中の既存建物の撤去でありますとか、改築でありますとか、こういったものを申請をしたわけでございます。

その中で、最後に申し上げました三沢中の防音壁、それから一中の既存建物の改修、こういったものがちょっとカットされまして、この補正の金額の交付があったということでございます。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民会館の起債補正に伴いまして、58年度会計で5,000万円の制限を、指導という形で受けた、という事実がございます。そのことに伴って、59年度は、そういう指導に正確に沿うように、すでに予定をいたしております給与の是正計画に沿って、実質的にはラスパイレス指数を115以下に抑えるという実績を上げることによって、

起債の特別な制限という指導を受けないようにしたい、しなければならない、このように考えております。

○議長（高橋通夫君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） いまの小山議員の質問に関連して聞きたいと思いますが、地方譲与税、それから自動車取得税交付金、いま企画財政部長がおっしゃいましたように、年度末の交付ということで、新たに事業をそれに対応して興すということは大変難しいわけですが、7,000万以上のお金がここで入ってきているわけです。ですから、59年度の事業としては、ではこれに対応するものはどういうものがあるかということ、やはりこれに見合う同時に補正というものが59年度予算で行われてもいいのではないかと思います、そうした手法というのとはとれないかどうか、その点をひとつ伺います。

それから、いまの市民会館の件ですが、今、市長もおっしゃったように、2億以上の起債を今回予定していたものが、58年度5,000万カットされて1億5,650万ということで削減されたわけです。これは前議会の企画財政部長のお話では、未執行のものを充ててこれを補うんだというお話でしたが、このカットされた分については、いかなる財源をもって補いをされたのか、その点をひとつ教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えします。

まず、1点目の地方譲与税とか、あるいは交付金、いわゆる目的税の使途でございますけれども、これはちょっと理屈っぽい説明になりますけれども、要するにこの目的税が単年度でその目的の金額以上に使われていけばいいという、理屈ではそういうことでございます。

ですから、58年度に、たとえば地方道路譲与税、その他道路関係の目的税がございすけれども、この目的税の合計が、いわゆる目的事業がその税金以上になっていけばいいという、これは理屈の問題でございすけれど、そういうわけでございす。

したがって、今回、3月のこの専決処分が出たものを、即目的の道路事業に充てるということでもないんです。ですからこれは、あくまでもこの追加分につきましては、59年度のこれは繰り越しに当然なるわけでございすので、全体の中で考える、ということになるわけでございす。これは理屈だけの話でございす。

それから、2番目の市民会館の5,000万のカット分の財源をどうしたか、ということでございますけれども、これは一般財源で充てた、ということになるわけでございす。

○議長（高橋通夫君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 最初の道路関係の歳入のことなんですが、事業費の方が上回ってれば、歳入として入ってきた地方譲与税、自動車の取得税交付金が、事業費を下回っている場合においては、特段そういう補正等の対応を直接とらなくてもいいということなんですか。

私、普通に考えまして、59年度の補正で、ではこれだけ余分に道路財源が入ってきましたから新たにこういう事業を興して、事業で対応します、というものが出されてきてもいいのではないかなというふうに、素人判断かも知れませんが、考えるんですが、もう一度詳しく御説明をいただきたいと思います。

それから、いまの市民会館のことなんですが、予備費で穴埋めをしたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（高橋通夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 1点目の問題でございすけれども、数値的な説明で説明すれば一番わかりやすいと思ひすけれども、いま、ちょっとそういう資料を持っておりますけれども、いわゆる道路の目的税でございすので、その目的税に見合う道路事業をやっていればいいということです。

ですから、59年度に当然のことながらそれ以上の事業をやっておりますので、これが仮に補正されたからといってマイナスになるというふうには思っていない、考えていないということでございます。ですから、数字で、この目的税が幾らありまして、支出の方が幾らある、ということの説明すればいいんですけれども、ちょっとその辺、資料がございせんので、そういう概括的な御理解で御了解いただきたいというふうに考えます。

それから、2番目の市民会館の起債のカット分の財源でございすけれども、これは一般財源というふうに御理解いただきたいと思ひす。予算の計上の仕方として、財源内訳はありますけれども、仮に、いわゆる起債でも歳入欠陥5,000万があったわけでございすけれども、その歳入欠陥の5,000万というのは、それだけマイナスになりますから一般財源で、いわゆるその財源の内容でございすけれども、一般財源で処理をした、ということになるわけです。

では、これが具体的に庁内で書類としてどうかということですが、そういうことは全然ないわけでございます。予算の組み方、それから執行の仕方からいきまして、そういうことになるわけでございます。

○議長（高橋通夫君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 予備費の支出が、取り崩しがあるんです。その中に、ではこのカットされた分に対する穴埋めは全く含まれていないということですか。

○議長（高橋通夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えします。59年度の支出で、いわゆる工事請負費がのっております。それで、その財源内訳として国都支出金、起債、それから、いわゆるその他の財源、一般財源、こういうふうになっているわけでございます。ですから、支出、財源の内訳が仮に変わりましたも、予備費に関係をするというものではないわけでございます。

○議長（高橋通夫君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） ではちょっと、別の角度からお聞きするんですが、58年度市民会館の建設費の内訳を見ますと、一般財源は314万4,000円ということになっているんです。この額は、では今回ふえるということになりますか、一般財源が。私が前にいただいた資料でそうになっているんですが、この数字は、では動きますか、どうなんですか。

○議長（高橋通夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） いま議員さんが言いましたように、財源の内訳は当然動くということでございます。

○議長（高橋通夫君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） それでは、今回補正で出てきております予備費の内容について、説明していただきたいんですが、市民会館関係は、全く、ではこの中には含まれてないということになると思うんですが、よろしいんですか、そういう考え方で。（「財源配分だよ、そんなの当り前のことだ、だれでもわかる。予備費はどこへ金を持っていったかと聞いている」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 一般的には、地財法では剰余金という言い方をして

おります。繰越金と言った方がいいかもしれませんけれども。

この繰越金については、地財法の7条で2分の1以上を繰り上げ償還ないしは基金に積み立てなさいという条文があるわけでございます。もうちょっと数字的なことを申し上げますと、58年度に現在予算計上した地方債の繰り上げ償還額が4億1,775万2,000円でございます。それで、57年度に繰り越しをした金額が10億3,940万9,000円でございます。

したがって、この半分をいま言いましたような形で整理をしなきゃいけないということでございます。これは、地財法の中では、翌年度ないしは翌々年度の中で処理をしるというものでございます。

そういったことがございますので、58年度の約5億1,900万という金に充てなきゃいけないわけでございますので、予備費がストレートでここへ来たというわけではございませんけれども、2億1,800万円を財調基金に積み立てをしまして、その合計が6億3,575万2,000円になるというものでございます。

○議長（高橋通夫君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 私も素人ですからよくわからないんですが、歳出の、ではこの予備費の8,062万という枠の内訳はどうなんですか。

それで、一般財源はそれでは58年度の建設経費の中で、さきに私どもに説明された額は、先ほど言いましたように314万4,000円だったんですが、この額は58年度で幾らになるのか、その点を教えていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 企画財政部長

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えします。予備費の性格でございますけれども、あくまでも予備費といいますのは災害等、いわゆる予期しなかった事件が発生した場合に充当をするというのが大原則でございます。

それで予算費を取り崩すといいますか、いわゆる減額をしてほかへ持っていくわけでございますけれども、これは特別な目的を持ったお金ではございませんので、この行き先がどこかということは実際にはわかりません。財政法上わからなくていいというお金でございます。

たとえば、基金でありますとか、いまちょっと議論が出ました道路財源の交付金、こういったものとはちょっと違うわけでございます。

○議長（高橋通夫君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） もう一つ、2番目の質問にまだお答えいただけていないんですが、58年度のこの市民会館の建設経費のうち、一般財源の額は幾らになるのかということです。

○議長（高橋通夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えします。いま、ちょっと資料を持っておりますので、大変恐縮ですが、後ほどお答えをいたします。

○議長（高橋通夫君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） すぐ書類を見ていただければわかりになるんじゃないかと思うんですが（「わからなきゃ審議しようがないじゃないか、休憩だ」と呼ぶ者あり）今おっしゃいました地財法で2分の1以上は繰り上げ償還に充てるか、基金等に積み立てなさいということが決められているというのはよくわかるんですが、それとこの予備費のことというのは、ちょっと私、今、頭の中で結びつかないんですよ。予備費の内訳というのはわからなくてもいいというふうにいまおっしゃったんですが、市民会館のカットされた起債と、この関連というのはどういうふうに理解したらいいか。関係ないというふうにおっしゃったようですし、また、関係があるようでもあります、どうなのでしょう。

○議長（高橋通夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えします。予備費をいわゆる執行するときには、当然充当という一つの手続を経るわけでございます。したがって、この場合には、予備費からその充当した科目が決算書の中で明確化されるわけでございます。

それで、今回は予算として減額をしたわけでございますので、その行き先は明確には出ないという性質のお金だということでございます。（「だからおかしいんだよ。なおかしい。議長、関連」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 部長にお聞きしたいんですが、予備費から金を、歳出の各項目に回すわけだ。これは事実回したわけだ。だから減ったわけだ。その場合に、こういう補正予算で出してきた場合は、決算書には予備費充当とは書かないわけだ。そうですね。書かないけれども、どこへ充当したかは部長はよく知っているわけだよ。それで、私たちはどこへ充当されたかを決算書を見てもわからないわけ。これを見てもわからないはず。なぜなら、これは財

源内訳が出てないの、歳出に。予算書には出てるんだ。一般の税金をここへ使いましたとか、特定財源はこう使った、予算書にはね。

ところが、この補正予算では、どれを見ても財源はどこから出したかとは書いてないわけです。財源内訳が出てないわけだ、あんまりね、そうですね。

だから、あなたの方は予備費を削った以上は、決算で充当したんじゃないくて、財政課の方じゃ予備費から持って行って歳出の補てんをしているわけだ、歳入不足を補うとか。だから当然、構わずどんぶり勘定でやったんなら別ですよ。わあっとやってきて、足りなくなったからこいつを入れておこうと。だけれど、実際はどこへ予備費を回すか、どこへこの財源を回すか、歳入の。ということは一応頭の中で考えながらやる。頭の中じゃない、実際につくったんですから、こういうものを。これをつくるのには、やはりきちんと地方財政法に基づいて将来への計画を考えながらつくっているんだろうと思うんで、8,000万からの金はどこの歳出に回したのか、歳入不足に充当したのかはわかっていると思うんだけど、これ、わからないんですか。今、古賀さんはそれを聞いているんだと思うんですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）

ただ漠然としたのかどうなのか、よくわからないんだけど。それで、漠然ということになると、われわれは非常に困る。やはり、こういう点で不足だったから予備費から充当したんだと。これ、決算書に出ないから聞いているわけです。決算書に出れば聞かないんですよ。だから普通のやり方をして、こういう専決をやらなければ、決算書に充当と出るわけだ。そうですね。本当なら専決処分をしない、したけれどもそれは決算において示していいわけです、場合によっては。その場合には、予備費充当と出るわけだ、各科目に。

だけれど、これは予備費充当という決算書に出ないことだから、だからあなたの方の中で、内々の中で理事者側がつくったものですから、だからその理事者側のつくられた根拠であるものを教えてくれと。もし、これが出されないで決算された場合にはこうなるんだと。わかりますね。これ、出さなきゃいけないという法律はないんですから。いいですね。出した方が好ましいに違いないけれど。専決しておくわけですから。専決することになれば、歳入の国庫補助金や何かは専決になるけれど、予備費は専決しなくてもいいわけだよ。そうですね。決算で充当してきゃいいんだから。わかりますね。歳入は専決しなきゃしょうがないけれども、報告出さなきゃしょうがないです、これは。予備費の方は充当でいいわけですから。場合によっては。

しかし、これは充当でいかないで、この予算書を出してきた以上は、これはどこに充当されたかということを聞くのは当然じゃないですか。

○議長（高橋通夫君） 企画財政部長

○企画財政部長（前田雅夫君） ちょっと説明がへたなのかもしれませんが、先ほど来私が答弁しているように、予備費といいますのは内容的にはもちろん一般財源が予備費に計上されているわけでございます。それで、予備費を減額して補正をするということになりますと、この予備費というのは、目的を予算上明らかにするようなお金ではないわけでございます。（「それはおかしいよ」と呼ぶ者あり）

ですから、この予備費の減額のお金がどこに回っているかと言われましても、そういう数字の説明はできないと。（「行った先は説明できるんじゃないの」「おかしいじゃないの、そんな答弁があるかい。冗談じゃないよ」と呼ぶ者あり）

この予備費というのは、予備費を減額してほかに回し、また、予備費でなくてもほかの費目を減額してほかに回すということは、あり得るわけでございます。法律上のいわゆるその費目の性質からいけば、全く同じでございます。ですから、ちょっとくどいようでございますけれども、この予備費を減額してほかの費目に回したと。その回した行き先はどこかと言われても、それはわからないと。全体の中でやっているわけでございますので。そういう御理解をいただくよりほかはございません。

○議長（高橋通夫君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 以前、高幡の福祉センターが違法建築であったわけです。それで、それを法律に適合するような安全な建物にやりかえるということで、お金が二重に出たことが、ついこの間ございました。そのときは予備費から支出をして、その違法建築の建物を、適法な形への福祉センターにするということで、お金がそちらから出たということが私ども説明されたということを記憶しているんです。これははっきりわかっているんですよ。

今回は、全く行き先がどこへ行ったやらわからないということでは、ちょっと理解できないんです。

それと、もう一つ、先ほどお聞きしました一般財源は、それじゃ58年度で幾ら計上されることになるのかということも、あわせて今、おわかりになればお答えいただきたいと思います。

2点お願いします。

○議長（高橋通夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えします。第1点目の問題でございますけれども、これはさっき申し上げましたけれども、予算費を充当する、いわゆる執行の段階で、その費目に持っていく場合は、それは行き先がはっきりわかるわけでございます。

これは、いわゆる執行の問題ではなくて、予算の問題でございますので、行き先は明快にならないというものでございます。

○議長（高橋通夫君） 財政課長。

○財政課長（大崎茂男君） 2点目の市民会館の一般財源の件で、財政課長よりお答えいたします。

起債が減額になる以前の予定では、314万4,000円の一般財源の持ち出しということでございました。起債が5,000万減額されたということで、単純には5,000万分プラスされた一般財源の持ち出しということになるわけですが、細かく言いますと、314万4,000円はあくまでもまだ執行が終わっておりませんでしたので、昨日出納を閉鎖したわけですが、そういうような結果の中では、5,302万6,000円が一般財源の持ち出しということになります。

○議長（高橋通夫君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 企画財政部長が3月議会で、この5,000万カットされたその穴埋めはどうするんだという何人かの委員の質問に対して、未執行分を充てるということをおっしゃったんです。これは、未執行分をでは充てたということになるんですか。（「いや、予備費だよ」と呼ぶ者あり）答弁された内容が、そのまま今回は補正で出てきているというふうに、では理解していいんでしょうか。前の、3月議会の御答弁は、この補正の中にそのまま出てきておりますか、いかがでしょうか。

○議長（高橋通夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えします。一般会計でもかなり大きな予算額を持っているわけでございます。その中で、完全に100%執行というのは不可能なわけでございます 実務上。それで、100%不可能だということになりますと、その中に残ったものに一般財源は当然含まれているわけでございます。ですから、そういうものが5,000万として支出されると。

これは、やはり形の上で、予算とか決算とかそういうものでは出ませんけれども、いわゆる大枠の中ではそういう考え方でございます。

○議長（高橋通夫君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） では、58年度で計上されました予算のそのままの額が、未執行で残ったというものは、主にどういうものでございますか。それが5,000万近くあったからこれに充てたということになりますね。では、未執行だった具体的な事業というのはどういうものでしょうか。

○議長（高橋通夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えします。今、財政課長の方からもちょっとお答えしましたけれども、58年度の出納閉鎖が昨日でございます。それで、いま計数整理を完全にするわけでございますけれども、通常、繰越金というものが生まれるわけでございます。ですから、そういうお金の中、その繰越金の中に入るわけではございませんけれども、当然繰越金が出るわけでございますから、その未執行分の中から一般財源が回るというような理解をされて結構だと思います。

○議長（高橋通夫君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） かなり勉強になったんですが、まだよくわからないんです。予備費というものの性格は、ほかのいろいろあります。いわゆる款に当たるものと全く同等に考えていいということの、今、御説明があったと思うんですけど、しかし、常識的に考えまして、この予備費に見ますと、ちゃんと端数まで出ておりますからね、具体的にこれだけの積算の根拠があってこの数字が出てきたというものは、御説明がおできになるのじゃないかなと私は考えるんですが、それが不可能だというその理由がまだよくのみこめないんですよ。

市民会館の起債が5,000万カットされたということで、非常にいい勉強の機会だと思って、きょうは楽しみにこの質問をしたんですが、結局わからないまま、理解できないのは残念なんです、この8,000万のうち何か一つでも結構なんです、こういう具体的な内容を持っているという説明というのは、全く聞く方がおかしいんでしょうか。（「わかんないのを聞くのが議員だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） 助役。

○助役（赤松行雄君） うまく説明できますかどうか、ひとつ説明させていただきたいと思います。

予備費といいますと、年度当初、大体総予算の5%程度を予定しまして、財政課長あるいは企画財政部長が説明しているように、ろんな不時の支出ですか、そういうものに充てるわけでございますけれども、だんだん年度末になってまいりますと、予備費そのものについても5%というふうな固い枠というものについては、緩くなっていくんじゃないかと思うわけでございます。

それで、御質問の基本が、予備費というのは、歳出で必ずどこかの費目に充当するんだという、それ以外は取り崩す方法はないんだ、という考え方に立ちますと、おっしゃるとおりになるわけでございますけれども、財政部長が説明しているとおりの、今回の8,062万といいますのは、2ページ、3ページを開いていただきますとわかりますように、歳入歳出の、予備費を一つの財源として使っているわけです。歳入歳出を均衡させる財源として、予備費を使っているというところに、企画財政部長が言うとおりの、全体として8,000万使っている、こういう理屈になるわけでございます。

普通ですと、何らかの費目のために充当の伝票を使って支出するわけでございますけれども、今度の場合は、特別に高幡の保育園をつくりかえてセンターにするんだ、というふうな使い方じゃなくて、財源として使ったんだ、そういうことです。財源として。要するに、先ほど企画財政部長が、予算上の操作、というふうな表現を言っていると思うんですけど、そういう意味でございます。予算の財源として使ったんだ、そういうことなんです。（「わかった、了解」「立派な説明だ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） あと、まだ勉強しまして、次の質問もあると思いますので、後は先輩に譲りたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 予算の都合によって配分したんだといえば、中身がわからなきゃおかしい。

それで、これを見てすぐわかるのは、道路に使わなきゃならない金が約7,000、国から来ているんだな。7,114万9,000円、これ、目的税だ。そのほかに東京都からも来ている。そうでしょう、市町村調整交付金2億6,000万、この中に道路分があるわけです。そのほかに東京都からも道路財源としての交付税的なお金が来ている。日野市においても、道路に使う

べき軽自動車税等を市民から徴収している。

しからば、われわれがこの補正予算をいいとか、悪いとか決めなきゃならないときに、道路財源は全部で幾らになったのか。私は、恐らく10億円ぐらいになっちゃいけないかと思う、その10億の道路財源が、日野市の市道の財源に直接使わなきゃならない。幾ら使われたのか、その内訳はどうなっているのか。これ、よくわかりませんじゃ、審議のしようがないじゃありませんか。恐らく私は10億ぐらいになりゃしないかと思う。しかも、市民の税金は1円も入っていない。それをはっきりまず示してもらいたい。

それから、先ほど数字はよくわかりませんがと言いましたが、市町村振興交付金、いろんなことを言っていました。説明されましたが、あるいは地方特別交付税、これらは日野市が申請するんです、出していただきたいと。そうすると、中にはとても国で出せないものもあるでしょう。そういうのは東京都が出してくれているんです。はっきり言えば、自治省や東京都は、でるだけ日野市の財政援助を行ってくれているわけです。非常にくれているわけだ。予定しないお金が約1億円入ってきている、1億2,000万円ですか。道路財源7,000万円以上入ってきている。そうすると、それだけで、両方で2億円もばあっと入ってきたわけだ。そうでしょう。

だから私どもは、せっかく国や東京都が出してくれた御好意に対し、日野市はどのようにして使います、あるいは使いました。この内訳表をもらわなければ、いいとも悪いとも言えないじゃないですか。こういうふうなものこそ、ですから私は、本来予算書の中に、説明書と一緒にについてくるだろうと思ったら、ついてきていない。

そこで、けさ大崎課長さんに、ちょっと悪いけれどわかりますか、と聞いた。財政調整基金の内訳については、もうプリントをいただいた。

いままで、日野市政というのは、どんぶり勘定なんです。だからわからなくなつて、何とかかあちゃんが、あしたの米代がないんだと言われりゃ、おやじは何とか都合します。その金がどこから出たか、そんなことは、その家庭内の自由なんです。しかし、少なくとも、われわれの預かっているお金は、税金なんです。そういう自由自在なことをしてもらっちゃ困るわけです。

だから、いつも私は予算のときに申し上げたでしょう。都市計画税はどう使われているのかと。あるいは目的税あるいは市民の税金はどうなっている、これはもうはっきりとわからなけ

りゃ困るんで、もし残りがあれば、では来年はどう使うか、来年度の予算にどう使われていくか、こういうことを明らかに言っていただかないと困るわけです。

当然、この専決条項の中で道路予算は余っていますと部長が言った。余ってるんだろうと思いますだろうと思う。余っているか、余っていないかはっきりしなきゃ、審議のしようがないじゃないですか。そんないいかげんな審議は、議会がやるこっちゃない。議会がやることは、やはりわれわれの税金が、国から入ってくるお金も、東京都のお金も、これは税金なんです。その目的税として入ってきた税金が、市町村、都道府県に配分されてきているわけです。

いま、国からは5億幾らだ、これ、地方道路譲与税、自動車重量税で5億円超えている。こういうことをはっきりと説明してもらいたいんです。日野市では道路補修費には幾らかかるか。土木課の費用ですね、これは。それでこうなった、9億円使った、国の方から10億円来た。そうすれば1億円は繰り越されますよ。だから59年度でそれを使いますよと。ちっとも道路がよくならない。当たり前なんです。道路をちょっとも見ても歩かない。どこの道路だって、日野の下の方の町の道路を見てごらんさない。

去年、私のところの裏を舗装したけれど、もう穴があいている。先ほど、穴があいたから直してもらった。それはそうなんです。聞いてみたら、上っ面だけ舗装したんだそうです、上へのっけて。それほど財政が苦しいのかどうか。けがをしますよ、通学道路ですから、穴があいていりゃ。

そういうふうなことは、少なくとも私が議員である以上、どんぶり勘定は説明がつかないから困る。わかりますか、私の言っていること。わかるでしょう。それは一つずつ言われると、非常に困るのかもしれないよ。いつも、土木課の人件費なんかみんな出しても、それでも余っちゃっているんだよ。国や都から来るお金だけで、あるいは寄付金、交付金、土木債。だから、これは非常に大事じゃなかるうかと思う。

それで第2の問題は、鈴木都知事の大変な御好意で振興交付金が9,130万円も、ばかんと苦しい都財政の中で来られた。これは何に充当するために、知事さんの好意なんですから、この代表ぐらい私たちがわからなけりゃ、御好意に申しわけないじゃありませんか。共産党的ように、ロシアやモスクワの方へだけ目を向けてりゃいいんじゃない。私は日本国民に目を向け、日野市民に目を向けなきゃならない。おわかりになりますか。

だから、内訳をはっきりしてくれと言っている。質問です。

○議長（高橋通夫君） 関係部長の説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えします。大変申しわけございませんけれども、至急道路財源に対する歳出の内容を整理してみたいというふうに考えています。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後零時4分休憩

午後1時8分再開

○議長（高橋通夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 先刻保留いたしました答弁をいたします。

答弁の内容といたしましては、道路財源に対する歳出の内容はどうか、ということでございます。

58年度の予算で申し上げますと、道路財源、したがって地方道路譲与税、並びに自動車重量譲与税、同じく取得税交付金、この三税を合わせますと、5億214万9,000円でございます。

それでは、これに対しましてどういう歳出予算が組まれているか、ということになるわけでございます。予算の費目で申し上げますと（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 申しわけないんですけど、私の知っている範囲では、そのほかに軽自動車税、交通安全対策特別交付金、道路使用料、占用料、土木証明手数料、交通安全施設整備費補助金、道路橋梁補助金、高速道路関連公共施設整備費、地方債、土木関係、土木地方債、こういうふうなものが、少なくとも特定財源であげられる。また、それが当然なんです。そのことは。

いま、国費だけを言われましたけれども、そのほかにあれがあるわけです。市町村交付金、いわゆる一般交付金です。これは道路財源が、道路にこれだけ計算がついているわけだ。そ

が2億数千万円なんです。

だから、その三つだけいまおっしゃってます。これ、国税の関係だけのお話を承っているわけではないんです。おわかりになりますね。これは当り前の質問だと思うんです。これは市の市民税とは関係ない。

いま、5億円だけのことでおっしゃってましたんで。国からの交付金だけお聞きしても、今度は歳出関係と合わなくなるんで、その点、ひとついま申し上げたようなことを勘案して説明していただきたい。

○議長（高橋通夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 答弁を続けます。

いま、古谷議員さんがおっしゃったように、道路財源等正確に申し上げれば、いま私が申し上げました譲与税交付金のほかにあるわけでございます。いま、ちょっと時間の都合もございまして、そのほかの財源についての数字はちょっとここで申し上げるわけにはいきませんが、この3税だけで申し上げますと、5億214万9,000円でございます。したがって、これに、いま古谷議員さんが言いました道路財源が加わるというふうに御理解をいただきたいと思います。

それでは、この道路財源に対しましてどのように予算計上がされているか、ということでございますが、道路橋梁総務費、道路維持費、道路新設改良費、橋梁維持費、橋梁新設改良費、これを合わせますと9億7,959万2,000円でございます。これから都の支出金、地方債、その他の費用を引きますと、一般財源が7億2,698万6,000円ということになるわけでございます。

したがって、いま御指摘がありました（「ちょっと待って、7億2千幾ら」と呼ぶ者あり）7億2,698万6,000円でございます。ですから、いまちょっと道路財源の御指摘がございましたけれども。それをプラスいたしますとどういう数字になるか、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋通夫君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） これ、非常に大事なんです。どんぶり勘定で予算を左右されますと、予算編成のときにです、これ非常に、それはいままではどうか知りませんが、少なくとも、国民が納めている税金というのは、やはりその用途を国民に明らかにしなきゃなり

ません。同じことは市民にも言えることです。何に使われているかよくわからないじゃ、困る。

ですからそういう面で、いまおっしゃいましたけれども、2億7,000万円の市町村調整交付金、この中に道路財源が入っている。だからその財源は幾らなのかと。これは計算書が来ているはずなんです。これ、普通どこの市町村にも同じような計算分類がされるわけですから、ですからそういう面で、いまの5億と7億2,000万と引くと、2億2,000万だと。これ、一般財源じゃなかろうかと。国庫財源じゃ——そうじゃないんですね、このほかにたくさんの税金が別に道路分として来ている。

ですから、予算編成するときに、国や東京都から、私の推定では、大体こういう地方債等を含めなくても、約8億円近いんじゃないかろうかと、このように考えているわけです。これは、細かい数字は、あなたの方が握っているからわからない。議員は素人なんです。素人が当たり前なんです。玄人なら職員になっていますよ。素人なんです。しかし、素人だけれど、良識がある、幅が広い。だからお聞きしているわけです。

それで、いま7億円程度それに使っていると。そこで言うんですが、こういうふうなものが入ってきたときに、日野市において、日野市の道路はどうなんだ、日野市の現状はどうなんだと。しかも、これは道路財源として使いなさいと入った58年度のお金は、使い切れなかった分は、当然他へ流用しているわけだ。はっきり言えば、使い切れなかった分は流用しているから見なきゃいけない。

たとえば、今回の財調の2億3,000万円ですか、どうもこれ、いままで流用していたわけです、はっきり言えば。それで、最後の詰めでここへ出てきたわけだ。だから最後に、財政調整基金として積み立てていくわけだ。この2億数千万というお金は、57年度の残金なんだ。だから一番最初積み立てるという方法もある。しかし、これは最後に積み立てたということになるわけです。

それで、私は、こういうふうなやはり予算というのはどんぶり勘定じゃいけない。きょう、前田君を責めるわけじゃないんです。あなたは非常に優秀な職員だ。しかし、いままでがかなり予算編成のときには思いつきばかりやっていて、それは出す方は簡単にできる。しかし、入る方をよく検討していない。だからこういうふうなときに、細かい数字が財政課にないわけです。

しかも、最終的には何に使ったか報告しなきゃいけないんです、これ。報告するようになります、当然。国や東京都や、このほかにまだ競輪の交付金とか、競馬の交付金とかあるわけです。そうすると、報告ができなくなっちゃう。だからごまかさざるを得ない。だからこういうふうなものにおいて、先ほど古賀議員なり小山議員が言われたのは、これ、もし残っているならということで、もし残ったならなんて言われちゃ困るんで、もう5月31日に全部締め切ったあるんだから、大体の予算、まあ予算だけでもいいんです、予算でやってもらってもいいんですけれども、いま前田君が言われたのは、国から来ている道路予算についてだけ言われた。歳出の方は全部言ったわけです。そうですね。だから、これはつじつまが合うわけじゃないですか。歳入は、ちょっと、一部しか言わない。国の分だけ言ったわけだ。歳出は全部言った。しかも、人件費まで含まれているんです、これは。そうですね、総務費だから。

それで、日野の予算において、ことはもっとひどくなっている。なぜかという、この総務費の中から水路清流課というのができて、そっちへ職員が動いているんです、何人か。

そういう点では、いまそういうふうな答弁がなされましたけれども、この予算は私にとっては全く説明が不十分であり、理解できない点が多いということが言えるわけです。もちろん今後、日野市の道路が、決して市道がいいとは思わない。だからこそ、なおさらこういうふうな面に予算を充当していかなければ……。

虚偽の申告を、極端なことを言えば公文書偽造だ、そのような書類をつくらざるを得なくなる。道路に使います、道路に使いますという国や東京都へ対する申請書を、全部道路分を集めてみたら、二重に帳簿がされているという事態が発生するわけです。二重帳簿は名人かもしれない。そうでしょう、遺跡調査会などは、特にそのいい例であります。そうですね。

しかし、これは公金であります。公金、税金が、東京都や国に対する申請、遺跡調査の国庫補助金の申請だって間違ってたんだ。間違ってたから、何に使われたかわからなくなっちゃった。そういうことが公然と行われる。

そういうふうな中で、いま部長は、何を急いだから知らないけれど、国からは5億円しかいただいておりません。だけれども、いろんな面で9億円使っています。しかし、地方債の返還等もありますから、だから7億幾らを若干使っているんです。7億2,698万円は、土木課の課長以下の給料、それからまた維持費、道路新設その他の費用に使われましたと、こういう話。

しからは、市民が納めている軽自動車税はどこへ行っちゃったんだということになるわけで

す。いま、そういう面で、こんなむちゃくちゃな、愚にもつかない質問をしているんじゃないんです。あなた方が国や東京都へ正しい申告を出せば、二重帳簿になりかねないような事態がある可能性があるから、私が言っているんです。だから、もし、正確な会計検査院のチェックを受ければ、大変なことになりかねないんです。

ここに、57年度の決算がある。目的税や補助金等の道路分の収入は7億9,855万6,000円だ。これは決算委員会であなただけが言われた数字だ。そして、支出は8億1千8万4,000円、そういう数字がここに出ている。しかも、道路関係職員の給料が1億2,000万円、それから道路管理関係の職員の職員の給料が5,291万使われている。この中に含まれているという。57年の決算だと。

それで、ことはもっと道路関係の補助金がふえている。交付金がふえている。だから、大変なことになりかねないような状況ではなかろうかと、こう思ったわけです。この点についてはっきりした説明がない限り、この予算について、私は審議できません。回答のない審議などということはあり得ない。それほど無責任ではありません。私は時間があつたんだから、正式な道路関係の歳入と市民の一般税金はどれくらい出ているかということ等を明らかにして、そうしてこの次の59年度の補正予算には、日野市の道路が少しでもよくなるように予算配分、配慮を起用するようにしたかった。

また、先ほど質問があつたとおり、東京都から振興交付金、自治省からの特別交付金についても、当然説明資料として添付するのが当たり前じゃありませんか。これは特別の御好意なんです。くれなくたっていいんです。ただこんなに大きく書いて、どこへ行ったかわからないということは、大変に審議のしにくい、いいですよ、私らがいかんここでしゃべってみたって、へでもないでしょう。

しかし、私自身は日野市民に対する責任上、私の良心が許さないんだ。だから申し上げている。どんぶり勘定で何でもやっていけばいいというわけじゃない。回答がなければ回答が出るまで待つか、この予算審議の継続は不可能だ。私にとっちゃ。

○議長（高橋通夫君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） いま、古谷議員さんからお話がございました資料につきましては、かなり時間を要するんじゃないかというふうに考えます。きょうつくって提出というのは不可能ではないか、というふうに考えております。

○議長（高橋通夫君） ほかに御質疑はありませんか。（「あるよ、まだ」と呼ぶ者あり）古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 小山議員さんが、質問されたとき、あなたは細かい答弁をしていましたね、振興交付金、それは資料ありますな。日野市が、東京都あるいは自治省に出した申請書、それに対して国の方が査定した結果、これはありますね。これもおまけなんだよな。だから、それはある（「はい」と呼ぶ者あり）それは、後でそれじゃ出してください。

それで、私はこの審議は、自分の気持ちの上でこれ以上継続できませんので、退場します。

〔6番議員退場〕

○議長（高橋通夫君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第38号、昭和58年度日野市一般会計補正予算第8号の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第39号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第39号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正に伴い、日野市市税条例の一部を改めるもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昭和59年4月9日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君） それでは、議案第39号の日野市市税条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

3月末の国会で、地方税法の一部を改正する法律が可決されましたことは、御承知のとおりでございます。以来、都より条例準則の通知に接しまして、内容検討の結果、いま提案理由を申し上げましたように、4月9日に専決処分を執行いたしました次第でございます。改正内容につきましては、3月の定例市議会の際に資料によりまして主な改正内容をお知らせいたしましたけれども、今回の改正は 地方税法改正による改正以外のものはございません。

以下、新旧対照表によりまして説明をさせていただきたいと思いますので、対照表をお聞きいただきたいと思います。

対照表の1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。まず、第19条関係の改正でございます。19条の(4)の旧の方に、15条の3第1項若しくは第2項、という文言がございます。これを削除いたしましたわけでございます。この内容につきましては 法人税割りの徴収猶予の条項でございます。

従来、申告によりまして、法人税割の4分の1の数値を、3カ月を限度といたしまして徴収猶予の制度がございました。これが今回削除をされたということで、削る条項でございます。このことにつきましては、後ほど付則の面で若干また出てまいります、本文におきましては、削除をいたしましたということでございます。

めぐりまして3ページ、4ページの上欄でございますが、市民税の非課税の範囲の関係で、(3)の障害者、未成年者、老年者、又は寡婦という条項がございますが、これは数値のアップでございまして、80万円を100万円に改めたというものでございます。

それから、2号の均等割りの関係で、やはり基礎数値が25万円が28万円に改まったというものでございます。

それから、3ページの一番下欄でございますが、30条関係の法人の均等割りの関係でござ

います。この均等割りの税額が2.5倍の上昇をいたしてございます。各段階別にそれぞれ2.5倍のアップということになっておるわけでございます。以下、9ページ、10ページの上欄までこの均等割りの改正が載っておるわけでございます。

続きまして、真ん中の62条関係でございます。これは文言改正でございまして、いわゆる建物の区分所有に関する法律の内容が変更になりました関係で、条文の整理をさせていただきました。いわゆる文言整理でございます。

その次が下欄の62条の3関係でございますが、11、12ページにわたるわけでございますけれども、その真ん中辺でございます。やはり10条という項目がございますが、これを改めたわけでございます。これも先ほど申し上げましたように、いわゆる法律改正に伴う条文整理に伴う文言整理でございます。

それから、下欄の67条関係でございますが、これも13、14ページにわたるわけでございますが、この項というものを、以下本項にと改めさせていただいたものであります。文言整理でございます。

それから、13ページの下欄でございますが、72条関係、不動産登記法云々でございます。めぐりまして15、16ページの関係でございますが、やはり条文改正に伴いまして、条例の改正をいたすものでございます。これは不動産登記法の改正に伴う文言整理でございます。

それから、下欄の81条関係でございます。軽自動車税の改正でございます。御承知のように、軽自動車税につきましては、昭和54年以来、税率が据え置かれてございます。今回、これに改正をなされたわけでございますが、15ページから以下ずっと、20ページの上欄まででございます。

一つの例をとってみますと、50CCといっておりますバイクでございますが、現時点では700円の税金でございますが、これが1,000円に改まるということでございます。以下、ここに書いたとおりの改正をいたすものでございます。

それから、19ページと20ページにわたります関係でございます。これは先ほどトップに御説明をさせていただきましたが、法人のいわゆる徴収猶予の問題の15条が削除されました、ということの関連をいたします特例条項でございまして、これは本年の3月31日、いわゆる条例施行の4月1日以前の決算期が到来する法人につきましては、なおかつ3カ月の徴収猶予をいたしましょう、という条項でございます。

それで、これは非常にくどくど書いてございますけれども、要するに徴収猶予をいたしましても延滞金を徴収するわけなんでございます。要するに日歩2銭の延滞金を徴収するわけでございます。日歩2銭というのは、ここに書いてございます7.3%という数値なんでございます。これはちょうどいたしますということなんです、たまたま公定歩合がアップした場合は違いますよ、ということが書いてあるわけでございます。

それで、これが21ページの下欄に書いてございますように、最高が12.775%までいただきますという条項なんでございます。これは公定歩合に置きかえますと、公定歩合が7.375%という数字が出てまいるわけですが、現時点では、公定歩合の改定もなさそうでございますので、現時点では2銭の延滞金をいただくという形になります。

当市には、大小合わせまして千六百数十社の法人がございましてけれども、現時点の徴収猶予の法人は、6社でございます。これも、やがて8月いっぱい全部終わってしまいます。要するに3月31日の決算期が到来する法人の申告は、5月31日にいたします。それで、それから3カ月を限度としているんですから、6、7、8ということで、8月いっぱいですべて終わってしまいます。しかしながら、6社であっても該当はございますので、この条項は生きてまいります。そういうことで、一応延滞金の関係、公定歩合の関係では、延滞金が余りますという条項でございます。非常に細かく書いておりますけれども、そういうことでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

それから、23ページ、24ページに移らせていただきまして、附則5条の5の関係でございます。これは、58年度分の個人の市民税に限り、というものを削除いたしましたことと、基礎数値の27万円が29万円に上がったということでございます。下欄は文言整理でございます。

それから、めくりまして25、26ページでございますが、2項の、当分の間が、従来は58年度分の個人の市民税に限り、というものを削除させていただいたわけでございます。

それから、16条の軽自動車税の関係の特例でございます。これは、58年度分及びというものがありましたものを削除いたしまして、59年度の軽自動車税にという条項に改めさせていただき、それから内容を改正させていただいたわけでございますが、先ほど申し上げましたように、たとえば50CCで言うならば700円が1,000円と改めるわけでございます。したがって、1,000円とあるのは、650円というのはその意味でございます。

つまり、電気を動力源としての軽自動車、当市には登録をいたしております電気を動力源としている軽自動車は3台しかございませんけれども、その3台に見合ういわゆる条文の改正でございます。

めくりまして、27、28ページの16条の2の関係でございます。これは削除でございます。御承知のように、58年にたばこの値上げがございました。どうしてもたばこの値上げがございまして、若干たばこの消費税がダウンするということで、国の方でいわゆる税収確保の面で、それを58年度の分については調整をしていただきました。このことにつきましては、前回の議会にも御説明をさせていただきましたが、58年度では若干のアップを国の方で見てくれて、従来のたばこ消費税の確保をお願いしましたけれども、本年からはそれがなくなったということでございます。要するに、告示単価に基づく条例にあります100分の18.1のたばこ消費税しかいただけませんということで、58年度限りということで、59年度は平年度に戻るとということでございます。

次が、17条の関係でございます。27ページから29ページにわたる問題でございますが、これも文言整理でございますけれども、内容は次のような内容になってございます。

市内の建物、中高層の耐火構造住宅の買い替えにつきましては、従来、買い替えとして国の方で見ていただけませんでした、当市の場合、23区と、それから武蔵野と三鷹の一部のみしか認められなかったわけですが、これが認められるようになりました。いわゆる買い替え資産が認められたということでございます。

ただし、買い替え資産が仮に利益を生ずるような場合は、もちろんこれは所得割はちょうどいいいたしますけれども、それが認められたという条項がこの改正内容でございますので、御承知を賜りたいと存じます。

それから、下欄の26条関係は文言改正でございますが、9の附則15条の2項が削除されました関係で、以下順次繰り上がったという関係でございます。条文整理をさせていただいたのが、31、32ページまでの関係でございます。

次に、33、34ページに移らせていただきまして、所得割の税率改正でございます。新旧をごらんになっていただきたいと思います、このように60年の4月1日から所得割の税率が、このように改正に相なるわけでございます。いわゆる税制調査会の内容等を拝見いたしますと、最低所得者等の配慮をしながら改正をいたしたというふうなことが言われておりますが、

若干下の数値は上がっております。あと、対象金額によっての変化が若干ございますが、この新旧対照表をごらんになっていただきまして、税率改正を御理解賜りたいと存じます。それが35ページ、36ページの上欄まで参ります。

次が、真ん中の52条の4関係でございます。これは退職所得の関係でございます。所得割にあわせまして、退職所得につきましても税率改正がなされたわけでございます。新旧対照表のとおり改正に相なったわけでございます。このことが37ページから38ページの上欄まで参るわけでございます。

それから、37、38ページの真ん中でございます。第6条関係でございますが、59年度とありましたものが、62年度まで、3年間の延長がなされました。これは繰越欠損の次年度控除額の関係、あるいは分離課税の問題がここにうたわれておりますが、要は3年間の延長がなされたということでございます。税率等には変化はないわけでございます。

その下の7条関係でございますが、これも58年度が61年度ということで、3年間の延長がなされて、税率等には変化はございません。

めぐりまして、39、40ページの16条の3関係の、年度は59年度とありましたものが、5年間の延長がなされたということでございます。これは、個人の、いわゆるみなし法人に対する税率の関係でございます。もちろん国の方でも5年間の延長がなされた関係で、市税条例においても条例の5年間の延長をいたすものでございますし、それから一番下段の4号に、60年及び61年という文言がございますけれども、これも国の方で2年間に限り税率の特例を、臨時措置として法人税の引き上げをいたしております。そういう関係で、市民税につきましても60年と61年度につきましては、41ページに書いてございますように、100分の25.6とありますものを、100分の27.3と改めるというふうに、国の法人税に合わせて市民税の税率を改正いたすものでございます。

それから、一番下欄でございますが、別表（附則第9条関係）、退職所得に係る市民税の特別徴収税額表、以下ずっと長くございますけれども、要するに退職金が幾らの場合は幾らの税金がかかりますという簡易税額表でございます。このように改正をいたしたわけでございます。

非常に雑駁でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、御承認を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） ちょっとお尋ねをします。

最初の、日野市市税条例の一部を改正する条例ということで、そこにいろいろ説明が1条からずっと出てきているんですが、2ページ目をみる、第81条関係で、0.05リットルを0.05リットルにとか、それから0.6キロワットを0.6キロワットにというふうに、また、その下では0.8キロワットをまた0.8キロワットに改めとなっているんですが、同じ言葉を同じ言葉に改めるというのはちょっと理解できないんですが、ちょっとその点をひとつ教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、退職金のことなんですが、退職所得控除額の控除後の退職手当ということですので、この表を見れば税金が幾らかというのはわかるんですが、たとえば、まあどれでもいいんですが、具体的にこれだけの退職金の場合にはこれだけの税金がかかりますよというものをどのように計算して出すのか。118ページでもいいんですが、115ページ、116ページ、5,800万以上9,800万未満ということで出ておりますが、こういう場合、具体的に大体どのくらいの退職金なのか、教えていただきたいと思うんです。

以上、2点。

○議長（高橋通夫君） 市民部長。

○市民部長（加藤一男君） それではお答えをさせていただきます。

冒頭、説明をすればよかったわけでございますが、いま御指摘のように、2ページ目の0.05リットルを0.05リットル、全く同じ文言でございますが、私どもの方の条例整備のミスもございまして、実はリットルのツが、本当はもっと小さい字で表現をすべきものを同じ表現をしていたということで、それだけの訂正だけなんでございます。御理解を賜りたいと存じます。それが第1点の御質問でございます。

それから第2点の御質問は、非常に難しいわけなんですが、その退職をされる方の勤務年数によります。ですから一概にさっとは出ないわけなんでございますが、たとえばこういうふうに、ひとつ、私申し上げますので、御理解を賜りたいと存じます。

たとえば、1年を勤務したと仮定します。そうすると、ある数値が引かれるわけでございますが、控除額というのものもあるわけです。控除後の金額が、たとえば100万円と出たとします。その100万円の2分の1の数字、50万円が、いわゆる税対象になるわけでございますが、

この簡易税額表では2分の1をした数値は書いてございませんで、元の数字が書いてございませんで、そういうふうに計算していった上で、なおかつ出た数値の1割が控除されます。非常にややこしいんですが。

たとえば、50万円という退職所得税が出たとすれば、45万円という所得税になるわけなんです。そういうややこしい計算があるわけですが、ぱっと見て、いわゆるこの簡易税額表なんでございますが、元の数値の退職金でその税額が出るように税金が算出されておるわけでございます。ですから、勤務年数等によってその型がかなり違ってまいります。

要するに、退職金をいただいてその金額から控除額を差し引きまして、その半分に税金がかかり、出てきた数値から1割を控除したものが退職所得税である、所得割である、というふうに御理解いただきたと思うんですが、ちょっと、御理解いただけるかどうか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よって議案第39号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第40号、日野市衛生処理場ごみ焼却施設建設工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第40号、日野市衛生処理場ごみ焼却施設建設工事請負

契約の締結についての件の提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市衛生処理場ごみ焼却施設建設工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、提案をするものであります。

入札の結果、42億7,000万円で日立造船株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君） それでは、議案第40号の内容につきまして御説明を申し上げます。ページを追いまして御説明してまいりたいと思います。

まず、1. 工事件名でございますが、いま提案理由にございましたように、日野市衛生処理場ごみ焼却施設建設工事でございます。これにつきましては炉体だけでございまして、建屋につきましては別途発注、こういうことでございます。

2. としまして、契約金額、42億7,000万円。

契約の方法、指名競争入札。5月9日指名業者選定委員会を開き、6社を指名し、5月22日入札を執行いたしました。入札の結果は、別紙にございます入札調書のとおりでございます。日立造船株式会社が42億7,000万円で落札しております。

4. の工期でございますが、契約の翌日から昭和62年3月31日まで、3カ年の継続工事でございます。

5. 契約の相手方、大阪市西区江戸堀一丁目6番14号、日立造船株式会社取締役社長、村山利雄でございます。

次のページでございますが、ここに入札調書がございまして、ナンバー5の日立造船株式会社が42億7,000万円で落札、こういうことでございます。

その次の工事概要でございますが、まことに申しわけないんですが、議案の発送の際にミスプリントがございました。そういうことで、本日、議場に差しかえということでお配りしてございますので、それを御参照いただきたいと思います。申しわけございません。左上の余白に差しかえと書いてございます。

それでは、御説明申し上げます。まず、施設計画でございますが、処理方式といたしまして

は、全連続燃焼式火格子焼却炉方式でございます。この全連続といいますのは、24時間連続して運転する、こういうことで全連続と、こういう呼称でございます。

それから施設規模、炉数につきましてはプリントのとおりでございますが、4番といたしまして、1炉1系列、これは炉の定期修理、あるいは定期点検のときには、1炉のみを停止いたしまして、他の1炉は原則として常時運転する、こういうことでございます。

それから5番の給じん方式でございますが、ピット・アンド・クレーン、これにつきましては、ごみのピット内に貯蔵されておりますごみを、天井クレーンで各炉に供給し、給じん装置により定量的かつ円滑に炉内に供給するものでございます。

それから灰出方式でございますが、これも同じくピット・アンド・クレーンでございますが、灰ピットと鉄分ピットを設置いたしまして、灰クレーンによる灰と鉄分ともに車両に積み込みができる、こういうふうな一連の設備でございます。

それから、7番の灰の熱灼減量3%以下、こういうことですが、これは焼却後の灰の中の未燃物の割合を熱灼減量というわけでございます。

それから、8番目の公害防止基準でございますが、排ガス基準につきましては、ごみを燃焼したときに出す排ガスのばいじん、これにつきましては、電気集じん機により除去し、さらに有害成分でございます硫黄酸化物、塩化水素は、有害ガス除去装置で除去します。それから窒素酸化物につきましては、燃焼管理によって発生を抑制していくと。そういうことで、いずれも基準値以下にするという内容のものでございます。

それから、イの水質でございますが、水質につきましては、排水は排水処理設備で処理いたしまして、施設内で冷却水などに再利用いたしまして、場外への排水をなるべく少なくしていく、こういう方法をとっております。

それから、騒音、振動でございますが、これは建屋との絡みがあるわけでございますけれども、建屋の中にこういうことを配慮していかなきゃいけないんですが、騒音源となります主要機器は屋内に設置し、消音機あるいは遮音壁、こういうもので減音していく、こういうことでございます。

それから、悪臭につきましては、これも建屋との関連もございまして、ごみピットの中から発生します臭気は外部に漏れないように、プラットホームの両側からエアカーテンによって遮断するわけでございます。それで、ピット内の臭気は燃焼用空気といたしまして燃却炉

内に送り、これを高熱で分解して無臭化を図っていく、こういう内容でございます。

それから、(9)の設備概要でございます。施設全体の運転は、制御用電算機システムにより自動とする、こういうことで、いわゆる総合自動化システムでございます。焼却炉の起動、停止及び自動燃焼制御を初め、ごみ、ハイクレーンの全自動運転、蒸気タービンの発電を含む自発電、発電設備の自動運転等、施設全体に可能な限り自動化を行いまして、運転操作の省力化を図っていききたいと。

それから、イの余熱利用でございますが、焼却により発生した熱はボイラーにより回収し、タービン発電を行い、工場内の電力等を賄う、こういうことでございます。ごみの焼却時の熱を利用いたしまして、ボイラーから発生した蒸気を有効利用し、出力800キロワットの蒸気タービンを設置いたしまして、場内の需要電力を補っていく、こういうことでございます。

それから、熱の一部につきましては、場内の給湯設備にも使っていきたいというような余熱利用の方法を考えております。

次には、新炉建設位置平面図でございます。ここに新設のごみ焼却施設、こういうことでここに設置していきたいということでございます。

それから、次のごみ焼却施設フローシート、これによりまして一連のごみを処理していく、こういうフローシートでございます。

以上、説明を終わります。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○28番（石坂勝雄君）　このこと、契約関係自体のことじゃないんですが、総務部長が簡明に、議会運営委員会でもそういうことが言われたということはあらかじめ私も承知していましたんですが、建築部門というんですか、簡単に、いわゆるミスプリントであるとか、差しかえだというようなことで、金額にしてもかなり大きな問題じゃないかと思うんです。しかも契約案件というようなものをこういうふうに簡単に議案書として送付されるということは、非常に私も、庶務課ということ等は、総務というか、そこは窓口が広いかもしれないんですが、単純なミスにしては大き過ぎるんじゃないかという、今後そういうことの絶対にならないように。

つけ加えて申し上げますけれど、このところ私、10日間のうちに、小さいことなんですが、あて書きがたとえば石坂勝雄と来て、中身はたとえば森田喜美男となっているという、こ

ういう受け取る者の側から見れば、どういう感じを受けるかという、いまい少し管理職が徹底的に部下を督励というか、もっといい意味の指導監督をすべきではなかろうか、こういうふうに思うんです。

先ほどの専決処分のときにも言いたかったんですが、あんまりどうかと思って言わなかったんですが、幼稚園援助費なんか見ても、非常に統計の完備しているのが日野だというし、また、今の統計の、何というんですか、データの正確さというのもまた期さなきゃならぬ時代に、非常に4歳、5歳児の把握が悪い。こういうようなことなんか、非常に総務というのは、窓口が広いせいかも知れぬけれども、単純なミスというか、どうも熱意が足らぬではなかろうか、こういうふうに思うんですが、その辺のところをまず。

この問題、きょうのこのこと、単純なミスということではこういう契約案件は済ませられないんじゃないかというふうに思うんですが、その辺のお答えを、むしろ市長なり助役から答えてもらいたい。

○議長（高橋通夫君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 御指摘のとおりでございます。議運の中でも御訂正をお願いした次第でございます。建屋は分離発注ということになっておりますし、御指摘のように、大変建屋にしましても高額なものでございます。それがミスプリントというふうなことでお願い申し上げまして、説明を差し加えさせていただいておるわけでございますけれども、総務部長の方も、ミスプリントというふうなことを、議会用語という形で申し上げているのではないかと思います。考え方の中身は、やはり慎重に取り扱うべきものという考え方は持っておるわけでございますし、今後こういうふうな誤りのないように重々気をつけ、指導していきたいと思っております。

非常に、おっしゃるとおり、この工事それ自体、機械炉だけ見ましても42億というようなことで、建物もそれに匹敵するほど高価なものでございます。工事概要の取り扱いにしましても、御指摘のとおり慎重に扱うべき、軽々なところがございますので、差し加えのお願いということになったわけございまして、十分気をつけていきたいと思っております。

総務部長の方は議会用語として申し上げておりますので、軽く聞こえるようでございますけれども、心から今後はそういうことのないように十分気をつけてまいりますので、何分のお許しをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） ただいま石坂議員からの指摘がありましたように、建物も入って42億7,000万円かなあと、当初この議案書を配られたときに、私もそう理解して、大変安い価格で入札されたんだなあと、これはだれしも思ったことだろうと思うんです。

それで、特に私がそういうふうに思います裏には、大変この入札に関しまして、私どもにいろいろの角度から、いろいろの意見、情報が入ってきておりました。ゆえに、今の石坂議員の指摘したミスプリは、ただ単なるミスプリでなくて、いろんな意味でやはり深い意味を議員には持たされたと言わざるを得ないであります。

それで、この議案の提出に伴いまして、まず、これは総務委員会に付託されるということをお願いしておりますので、まず総務委員の方々に聞いていただきたいという点と、まずその前に1点、理事者に、この入札に関して非常に金額も大きいですし、十分なる事前調査等をされてこの結果に及んだと私も思いますが、聞くところによると、指名が7社あったという中で、1社が入札に外されておったと。その外された理由は一体何なのか、それが質問の一点でございます。まず、それをお聞きして、さらに再質問させていただきます。

○議長（高橋通夫君） 助役。

○助役（赤松行雄君） こういう機械炉という種類のものにつきましては、どこの地方公共団体も設計能力というもの等を持ち合わせていないわけございまして、それぞれこういう機械メーカーそれ自体が掘り起こしてまいりましたところの発明、工夫とか、パテントというものの上に技術が成り立っておるわけございまして、そういう日本の国内におけるところのごみ焼却のプラントメーカーの方々をお願いしまして、いろいろと技術的な提携といいますか、調査を行ってまいりまして、59年、ことしの2月20日11社から7社にしばったわけございまして、この7社から設計見積りを提出していただき、その設計見積りの上に日野市の、要するに仕様書というものの上に立ちまして、この7社からそれぞれ日野市の110トン、2基の設計を提出してもらったわけございまして、59年の4月18日から26日にわたってまして、私が長となりまして、それから清掃部、それから建設部、それぞれの技術者に入らせていただきまして、この7社についての技術審査のヒアリングを行ってまいったわけでございます。

その結果としまして、5月7日に7社のうちから6社というふうなことに相なったわけござ

ざいますけれども、その技術審査の経過の中で、特別に申し上げることはないわけでございますけれども、日野市でもちまして、この機械炉を採用しましたといえますのは、現在は機械炉と、それから熔融炉と、それから流動床と、こう三つあるわけでございます。それで、流動床と熔融炉というのは、誕生しまして、まだ、そう年月、技術的な歳月がたっておりません。非常に長い年月を経て定評がございますのは機械炉でございますし、それから日本のプラントといえますか、ごみ焼却の中で86%を占めるのが機械炉の普及炉でございます。それから、東京都がすべてこの機械炉でございます。

そういうふうな中で、機械炉という方向づけをしたということについては、長い実績と、それからランニングコストとか、運転する上での安定性というものが前提になって技術的な審査、技術審査委員会でのヒアリングをやったわけでございます。こういう中で、1社につきましては、申し上げますと、非常に実績に乏しいところがあるというふうな状況の中から、7社の中から1社だけが技術審査委員会の中で下りていただいた、こういうことでございます。

それで、実績が少ないというのは、市民の一般的なごみについての炉について、そのメーカーは、さっき言いました回転炉というものでございます。回転炉という方式でございまして、この回転炉につきましては、まだ日本の国内で都下で1市、それから広島でしようか、1基というふうな実績があるだけでございますので、長い間の実績と安定的な運転ということを考えてみた場合に、ちょっと実績に欠けるものがあるというふうなことで、7社から6社に、1社の方によく話し合いをした上で下りていただいた、こういうものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） 7社にヒアリングをして、1社下りていただいて6社で競争入札したと。7社にしばった時点で、これが回転炉であるということは十分察知していたわけですが、その点はどうなんでしょうか。

○議長（高橋通夫君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 厚生省の構造基準からいきますと、回転炉、キルンとも言っているわけでございますけれども、回転炉も機械炉という厚生省の構造基準では機械炉というものの範疇に入るものでございますので、11社から7社に機械炉分野として絞ったときは、やはり回転炉も機械炉の範疇に入る、要するに厚生省基準に入るものとして7社の中に入れて技

術審査を行ってきたわけでございます。

そういう点で、回転炉だからだめだということじゃなくて、国内における実績が、広島で1市ですか、東京都下で1市というふうな状況でございます。

それから、それ以外は産業廃棄物を燃やすという点での実績は幾つかあるわけなんです。ですけれども、一般の家庭から出る生ごみとか、ごみ、そういうものを燃やす実績としては、さっき言いました広島県下と東京都下にしかないわけでございますので、実績の面で少ないということは、技術面でももう一工夫ということがあるのかなというふうなことで、いろいろ話し合いの上で辞退していただいた、こういうことでございます。

○議長（高橋通夫君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） 実績が少ないから辞退していただいたというお答えでございますけれども、少なくとも、大変大きな金額の焼却炉建設に関する、お金の半分を出す厚生省が、この構造指針の中で認定しておる機械であります。少なくとも、そんなでたらめな機械に補助金等を出すはずがありませんし、厚生省できちっと認定されている機械であります。それらを回転炉だから、要するに従来の方式と違うから安定度がまだわからない、というふうに、今、助役がおっしゃられるわけですが、それでは従来の炉が本当に安定炉であったのかどうか、私はまことに疑問に思わざるを得ないであります。

これは、後ほど総務委員会の方へお願いしようとしたんですけれども、ここのところに衆議員の、この本議会における議場での発言の議事録があります。この中で、大変いい点を指摘しているわけでございますが、46年から57年度までに毎年オーバーホールをやっておりますと。それで、いろんな故障の箇所、電気集じん機の修理とか、いろいろとある。その中で特にれんがの修理というものは値段と時間とお金が一番かかって、建設した費用が4億3,000万円であるのに、実に修理費が7億8,359万円もかかっている、という経過であるわけです。

それで、今回も聞くところによると、やはりれんが等を使っているそうでございますけれども、私はこの新しい焼却炉がどの程度の優れたものであるかはわからないけれども、少なくとも発想の転換を図った、非常に聞くところによると性能等もいい、価格も安いということを開いている中で、ヒアリングまでした中で、指名競争入札から除いたということに対して、非常に疑問を抱かざるを得ない。

したがいまして、総務委員会において、まず指名7社の見積もりを提出させていながら入札

に参加できなかった確固として理由というものを、まず追及していただきたいということと、見積もり提出を7社が出した、その金額を全部出していただきたい。それが2点目であります。

それからもう1点は、これは秦議員も指摘しているわけですが、機械炉の土木費用、あるいは設計料を含めて一般的に言って1,500万円がトン当たりの建設費であると。これは、今の大貫清掃部長が答弁しているんでありますけれども、これに発電機をつけ加えると、基本的には多少の誤差はあったとしても、基本的に厚生省あたりがはじく建設費はトン当たり2,000万円であるという数値がこのところにも出ておりますし、私の調査でもはっきりそうっております。

とすると、今回の220トン掛ける2,000万円でいっても、これは土木費も全部入っている金額でありますから、土木費も設計費も全部入っている金額と、まあ44億ということなんですが、それから計ってみても非常に高い金額である、15億円ぐらい私の推定だと高くなっておる。土木費が入るとです。一体、ではそれはどうしてこんなに高くなってしまったのかどうかということでもあります。

それと、総務委員会で調査していただきたいところは、私が聞くところによると、このメーカーが見積もりのときに一番安かったと。一番安かったメーカーが指名から除かれておるということに、私は一番重大な問題があるんだと思うんです。それで、なぜ一番見積もりの安かったところが除名されたのか。機械的に欠陥があったのかどうか。単なる、今助役が言ったような不安定だからというようなことだけで除名されているのかどうか、といった点を、総務委員会において篤と討議していただいて、さらに総務委員長長の報告の時点で再質問させていただきます。

○議長（高橋通夫君） 馬場弘融君。

○8番（馬場弘融君） ただいま市川議員の方からかなり具体的な質問が出ましたので、重なる点は避けますけれども、私、この42億からの大きな金額、日野市でも初めての巨額の工事契約ではないかというふうに思うんですが、一般の建設物とは違いまして、非常に特殊な契約であるわけです。

そういう場合に、予定価格といいますか、市として大体この契約がこのくらい金額であろうというふうな予定価格をつくることになるわけでありまして、その辺の設定がどのように内部でなされたのかということ、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） この施設については、市の能力では非常に積算の金額を出すのは難しいものでございます。ということで、これは52年に厚生省の方の通達で、たとえば3社以上の見積もりを取って、そして3社以上ですから、その上下を外した中間の金額を、各、たとえば電気系統とか、そういう一つの施設の部分的なものから積算をしたものを、価額というんですか、設計金額というんですか、そういうふうにしなければいけないということで、当初、私の方で、7社にお願いをしまして、そして一応59年度以降の予算ですか、その金額をはじき出した次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君） 馬場弘融君。

○8番（馬場弘融君） ということは、内部的に市の職員といいますか、業者とは全然別個の形で、大体これくらいの金額になるであろうというふうな積算をする努力はしなかったんでしょうか。

○議長（高橋通夫君） 清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） 先ほど言いましたように、この施設に対しては非常に金額の積算の出し方は難しいんですけども、金額そのものははじき出すのが難しいんですけども、内容としては、要するに仕様書等は、私どもの職員が、東京都の指導を得ましてつくりました。確かに個々の金額については、そこまでは出してございません。

○議長（高橋通夫君） 馬場弘融君。

○8番（馬場弘融君） それでは、この入札のときに、2回行われているわけですね、それで、いわゆる最低制限価格のローア・リミットというのを設けましたか。

○議長（高橋通夫君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 市の契約といいますか、請負契約に出す工事につきましては、予定価格、それから最低制限価格というのをほとんど設定するわけでございますけれども、この工事につきましては、国側の一つの指導がございました。

そういう状況の中で、その指導に沿いまして、先ほど清掃部長から申し上げましたように、いろんな価格の、要するに設計にしましても、それぞれ業者の見積もりを出させた中で、その平均値をずっと取ってきたと同じように、入札時におけるところの最低制限価格の設定につきまして

しては、こういうのがあるわけなんです。環境衛生施設整備費補助事業の適正執行について、というふうな指導がございます。

それで、価格の設定につきましては、上下をそれぞれ除いた、ここで言いますと6社のうち4社の中庸をとった平均値と。

と同時に、最低制限価格については、お互いの競争の努力ということで設けるな、という方向の指導でございます。

それで、これにつきましては、すでに完成しましたけれども、80キロの処理場の場合にも、最低制限価格を日野市ではあの時点で設けたわけでございますけれども、あの種のものにつきましては、今後設けないようにという指導を、その時点でも受けたわけですね。そのときには、設定しましたけれども、今後は設けないようにと。それで、今度ははっきり、58年の7月7日「60環境第67号」というふうな指導で、そういう下ざやといいますか、そういうものは設けずに自由競争という形での指導があったわけございまして、それに従いまして処置した。予定価格の設け方も同様でございます。

○議長（高橋通夫君） 馬場弘融君。

○8番（馬場弘融君） 今の助役の答弁を伺っておりますと、先ほど私ども市川議員が質問したものと微妙に関連をしてくるわけです。

というのは、私は今これ以上申し上げませんが、総務委員会でじっくり審議をしてほしいんですが、つまり、こういう難しい工事になりますと、内部できちっと金額を出すことが困難である。そうなりますと、業者を少なくして、その業者にすべてをお任せをする、あるいはその平均値を出すということになりますと、かなり業者の言いなりの金額に決定をされるおそれが多分にある、ということであります。ですから、この辺の金額がきちっと内部でも検討された上で、これでいいというふうになっているのかどうか、ということも含めて、42億からの金額でございますので、総務委員会ではぜひその辺の内部での金額の検討がよくなされていたかどうか、十分御審議をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 幾つかお聞きをします。

先ほど総務部長の御説明のときに、余熱の利用のことで、タービンで発電を行うということ

と、給湯を考えているということをおっしゃったんですが、私ども先般、厚生委員会と廃棄物の特別委員会の合同で、町田市の焼却炉を視察に行きましたときに、冷暖房もその余熱を利用してやっておりました。この施設においては余熱の利用ということは発電と給湯だけなのか、それを一つお伺いをいたします。

それから、職員の方の配置のことなんですが、大変難しい工事で、多額のこれだけの建設費を費やしてやる事業の内容でありますので、建設途中の現場でこの工事を監督といいますか、管理していかれる職員の方も大変だろうと思うんですが、これはどういうふうな体制でこの工事に臨んでいかれるか、市側の責任、管略体制というものはどうなっているか、ということをお聞きいたします。

それからもう一つは、完成後のことでありますが、63年、ですからまだ3年先になるんですが——62年の完成ですので3年後になるんですが、現在対応しておられる清掃課の職員の方、そのままの並行異動といいますか、形でこの新炉の完成後も対処していかれるか。先のこととなりますが、どのように今お考えになっているか、お聞きをいたします。

○議長（高橋通夫君） 清掃部長。

○清掃部長（夫貫松雄君） まず、1点の余熱の関係でございますけれども、先ほど総務部長が説明しましたように、発電は800キロワットでございます。そういうことで、現在計算上で考えておりますのは、たとえば1,500カロリーの場合、ごみ質ですけれども、この場合、焼却炉に対する消費電力は380キロワットでございます。そうしまして、発電能力というのが800ですから、420の余剰電力はございます。ございますけれども、考え方としては、これを場内の施設に消費をするということの考えでございます。そういうことで、特に余熱利用の給湯のほかに、冷暖房、これは現在は電気で行うということで、考えておりません。

それから、職員の配置でございます。これは確かに大きい工事でございます。そういうことで、私どもも、特に清掃部の事業課が中心になりまして、現在、課長、係長以下施設関係の技術職員を2名、それから電気系統の職員を2名、それでその中に電気関係の大学を出た職員が現場に配置されておりましたけれども、それをあげまして、1名増員をしていただきまして、それを今度の新炉のそういうふうな関係の方に回した、ということでございます。

それから、建屋関係でございますけれども、これは現在建設部の方をお願いをしまして、建屋関係の職員は建築課の方からお願いをする、ということでございます。

それから、完成後の人員対応でございますけれども、これは現在24勤をしている中では、1班5名の体制で行っております。これは、完成後も同じ人数で行うということでございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 私は専門的なことはわかりませんが、今、余熱の利用のことなんです、町田の場合、たしか煙突から出る熱を回収をして、それで冷暖房に充てています、という説明を聞いたんです。部長も御記憶だと思うんですが。ですから、より効率的な施設の運営ということで、コストの面にも、長く使っていくわけですからね返ってまいりますので、ひとつ御検討をいただいた方がいいんじゃないかなというふうに、今考えておりますので、お願いをしたいと思います。

それから、建設中の職員の方の配置のことはわかりましたが、非常に高度な知識と、それから技術についても経験を積んだ方がやはりいらっしゃらないと、なかなか難しいのではないかなというふうに思いますが、それで、いまおっしゃいました職員の方、電気関係の方もいらっしゃるということで、個別に対応はなさっているようであります、それで十分というふうにお考えになっているかどうか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） 現在の職員、先ほど言いましたように、対応はやっていくというふうに思っております。

○議長（高橋通夫君） 川嶋 博君。

○14番（川嶋 博君） 新しい施設の更新につきましては、それに当たっては効率的なことをまず考えなくちゃいけない、これは当然のことなんですけれども、それについて、今、人員のことにつきましては、古賀議員の触れたことで、これは後ほどにしまして、能力につきましては、既設の能力は240トン、新しいのは220トンと、ここに書いてあります。これから市民の人口の動向の問題、そういうことを含めて能力は220トンで決められた理由、その点。

それから、この施設の耐用年数は、何年ぐらいに見ているのか、この点について質問いたします。

○議長（高橋通夫君） 清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） まず、現在の施設は、確かに1炉120トンが2基ですから、240トンの施設でございます。それが今度の新しい施設では110トンが2基ということで220トンですから、20トン小さくなるわけでございます。

そういうことで、現在の、大体、今十二、三年前の施設でございますけれども、240トンにした理由はちょっと私、定かではございませんけれども、今度の新しい炉の規模に設定したものは、1日、大体现在90トンから95トンの搬入のごみがあります。そうして、これから将来人口ということで、これは一応組成分析等を調査した中で、将来人口を出したんですけれども、それを68年に16万8,000人というふうに見ました。そうしまして、市民1人のごみの出す量が、611グラムでございます。そうしますと、現在新しくつくる炉の計画の規模で、十分賄うというふうに判断をした次第でございます。

それから、耐用年数は、国の方も補助対象は15年ということでございますので、一応、15年ということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君） 川嶋 博君

○14番（川嶋 博君） そういう、ただいまの答弁の中にありましたように、それで現在の、これから15年というような長期にわたって、この能力でいけるということが確認されれば、それで結構です。

それから、あと人員につきましては、先ほどの答弁の中で、現行の人数が移行ということがありましたけれど、実際は、これだけの予算を使って、新しい施設を取り入れた中に、人員の効率、5人でしたら4人または3人でできる、自動管理をするというようなことも、できないことはないと思います。いずれにしても、そういうことを基礎として考えを入れて、こういう施設を考えるべきではなかったのか、そういうふうには私は思います。

○議長（高橋通夫君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 衛生処理場ごみ焼却施設の建設という事業は、金額におきましても、日野市が過去に経験をしなかったほどの大きいプロジェクト事業でございます。

費やしました年月も3年以上、まずプロジェクトチームをつくり、それからコンサルタントに委託をし、基本構想、基本設計、これらからだんだんと実現に向けてまいりまして、ようやく今日の工事契約の議案として御審議をいただくところまで持ってまいりました。

ほんの先日、この工事を予定いたします、かつては犬の管理事務所であったところでありますが、東京都動物管理事務所も一昨日、私どものお願いを聞き受けていただいた形で、大変りっぱな近代的施設につくり変えられまして、開所式が行われました。

確かに日野市の能力、これは技術面におきまして、いろんな面におきまして、非常に重要な事業でございましたし、また、担当部におきまして、鋭意これまでいろいろな勉強もし、付帯施設等におきまして、相当能率ないしは効率ということを考えてまいった、というふうに見ております。

アセスメントにおきまして、大きな指導報告を受けておりますが、これらのすべてをクリアーし、その間、東京都の清掃局指導部、あるいは厚生省の御当局、いろいろな御指導も直接いただきまして、ここまで到達しております。

また、3年間に要する継続事業でもございますから、その間にも管理上の問題、それから工事の運びの問題、いろいろ伴ってまいっていると思っておりますけれど、担当者を中心といたしまして、私どももこの事業の遂行のために、懸命の努力を払う所存でございますので、御理解を賜りたいと、一言つけ加えさせていただきます。

○議長（高橋通夫君） ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第40号、日野市衛生処理場ごみ焼却施設建設工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第41号、日野市監査委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第41号、日野市監査委員の選任についての件の提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市監査委員の選任の件で、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案書のとおり、住所、日野市多摩平五丁目21番地の5、氏名、高崎克好さん、生年月日は昭和4年5月23日であります。

再任ということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋通夫君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よって議案第41号、日野市監査委員の選任の件は原案のとおり同意されました。

これより議案第42号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第42号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を申し上げます。

本議案は、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件で、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案書のとおり、住所、日野市大字日野7773番地、氏名、大塚和郎さん、生年月日、昭和5年7月29日であります。

審査会委員をお願いいたします同氏も再任でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よって議案第42号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件は、原案のとおり同意されました。

これより日程第8、日野市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

日野市選挙管理委員に山田松治郎、日野市大坂上二丁目2番地の7、明治44年9月21日生。

同じく斎藤俊一、日野市大字万願寺125番地、大正3年3月17日生。

同じく朝倉睦郎、日野市落川345番地、大正12年12月10日生。

同じく守屋聰英、日野市三沢672番地、昭和4年3月7日生。

同補充員1番、黒田榮助、日野市多摩平一丁目14番地の13、大正15年5月13日生。

2番、井上信衛、日野市日野本町四丁目11番地の12、大正12年12月7日生。

3番、山田陽一、日野市豊田三丁目12番地の1、昭和5年2月23日生。

4番 鈴木 薫、日野市平山五丁目1番地の9、昭和4年11月4日生の諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました諸君が、日野市選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

ただいま当選されました諸君に、本席より会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後6時12分再開

○議長（高橋通夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第40号、日野市衛生処理場ごみ焼却施設建設工事請負契約の締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（竹ノ上武俊君） 先ほどの本会議で総務委員会に付託されました議案第40号、日野市衛生処理場ごみ焼却施設建設工事請負契約の締結について、審査報告を申し上げます。

総務委員会では、本会議でも種々質疑がございましたが、こういうものも受けまして、各委員から慎重な審査が行われました。

質疑の中では、今回の焼却施設の業者選定についての基準、こういうものは厳しくやっているか、という観点からの質疑、また、入札前に各業者を事前審査をしたかどうか、こういう質疑、あるいはまた、業者についての実績だけではなく、業績についてもよく調査しているかどうか、このような質疑がなされました。

これらに関しては、市当局からは、機種選定についての説明がございました。機種選定については、用地や土地の関係、それから維持管理費の問題、建設費の問題、また、公害を防止できる力があるかどうか、それから安全性、安定性、あるいは実績、現有の焼却施設の新しい施設への活用、この度合いがどうか、さらにまた、残灰などの処分地との関係、こういうものが研究されまして、種々検討した結果、機種の選定ということを行ったという報告でございます。

なおまた、市の技術審査会では、保守的かもしれないが安定ということを最も重視して選定をした、という答弁でございました。事前審査各業者の検討につきましてもる資料を取り寄せて調査をした、ということでございます。中には、1年短期で赤字を出した企業もあるということでございますが、これも現在経営は健全化の方向にある、という御報告でございました。

なおまた、さらに予定価格というものを7社なりについて公表できないか、という質疑がございました。これについては、市当局の方は、全国市町村の考え方もあり、企業と自治体との信頼関係ということで、予定価格というものは発表が（「見積もり価格だよ」と呼ぶ者あり）ええ、見積もり価格については、発表ができないという事情の説明があったわけでございます。

それからまた、庁内において最底価格など見積もりの基準について設定し、示すことはできないのか、という質疑もございました。これについては、現在の日野市の能力をしては、大きな施設であるので、つくることができない、したがって、東京都や厚生省の指導に基づいてそういう点は考えている、という答弁でございました。

以上のような質疑を繰り返しまして、質疑も尽きましたので、意見発表ということになったわけでございます。

採決の結果は、多数決で原案可決と決しました。

なおまた、当総務委員会といたしましては、今回の可決に当りまして、日野市当局に、次の3点を強く意見として要望することを決定した次第でございます。

第1点は、今回の施設建設に当たりまして、環境整備を万全を期してほしい、という点でございます。

第2点は、今回の施設が非常に高度なものであり、また、規模も大きい。そういう点で、特に発電設備に有資格者または有経験者を1人つけてほしい、という点でございます。さらに機械関係の技術者につきましても、もう1人増員する必要がある、そういう条件を整えながら、建設工事を安全に進めさせること、また、業者への厳しい監督指導を行うこと、こういう立場を貫徹していただきたい、という点でございます。

第3点は、最近の技術の進歩に対応した職員などの体制、あるいは考え方の点で、技術進歩ということに即応するような方向で、今回の施設を建設していただきたい。

以上、3点を意見として付しまして、先ほど申し上げましたとおり多数決で原案可決と決しました。慎重な御審議をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君） これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○29番（滝瀬敏朗君） 今、委員長の報告の中で、環境整備を万全にしていくな、というふうな質疑がなされたそうでありますが、これにつきまして、環境整備をどういうふうに具体的にしていくなと、この辺を、なければ市長部局の方で説明していただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君） この点については、詳しい質疑というよりも、今回の焼却施設の性格からして、意見、要望という形で強く出されておりますので、具体的な点があれば担当者の方から御答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） 施設の環境整備ということで、まず第1には大気汚染、それから第2点は水質の汚濁、それから第3点目には騒音、それから第4点目には振動、それから第5点目には悪臭、それから第6点目には景観、こういうふうなものに対する対応を行い、たとえば、一つの例でございますけれども、悪臭の場合は現在のごみのピット、要するに収集車が来まして、ごみのピットにごみを落とすわけでございますけれども、その場所が現在には要するに屋根だけはついておりますけれども、外気とのそういうふうな閉鎖はしてございません。

そういう中で、エアカーテン等を配しまして、そして収集車の中でごみを落とす場合に、外にそういうふうなおいを出さない、そういうふうなものを万全を期していくということで、環境整備の万全ということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君） 滝瀬敏朗君。

○29番（滝瀬敏朗君） 当然あの地域には、これから終末処理場もできるわけでありまして、そういう焼却炉もできるというふうなことで、地域住民にとりましては、大変いろいろ問題が出てくるのではなかろうか、こういうふうに思うわけです。

そこで、聞くところによりますと、大分熱利用といいますか、蒸気ですか、お湯がたくさん出るといいますか、そういう利用方法、こういうことも考えていっていただきたいというふうに思いますが、これは先ほど申し上げましたように、地域の処理場もできる、そういうふうな

関係で、そういう中に含めた中での考え方といいますか、そういうものは検討されたかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） 施設によっては温水プール、それから地域の住民というか、住宅に対しての給湯等行っているわけです。

ということで、私どもの方もそういうふうな観点から、一応検討いたしました。そうして、その中で、非常にあすこの場合には日野高校、それから将来流域下水道が西側にできるという中で、給湯と、ちょっと現状としては不可能ということの中で、余熱利用としてタービンの発電を行って、施設の中の電気量、そういうふうなものを検討しました。

ということで、確かに地元に対しての還元は直接にはございません。地域的に検討した結果、ちょっと不可能だということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君） 滝瀬敏朗君。

○29番（滝瀬敏朗君） 先ほど申し上げましたように、地元に対する迷惑というものは相当のものがあるわけですよ。それで、直接地元に関係がないということでありましたら、そんなものどっかへ持っていつてもらいたいと思うんです。反対いたします、私は。

そういう考え方じゃなくて、いま言ったように、将来、処理場もくるというふうなことで、大変迷惑がかかるわけですから、聞くところによりますと、立川あたりは75世帯でしたか、給湯をしているんです。それで、給湯の施設というものを、遠くまで持っていけないというふうな話でありますけれども、立川あたりは、相当の距離を給湯しているんです。それ、できないんですか、そういうことが。

○議長（高橋通夫君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御指摘の、今回の工事外の事業といたしまして、地元に対するサービスということは大変重要な問題だというふうに考えております。

したがって、能力の及ぶ限りのそういう配慮もしなきゃならない。この工事そのものではございませんが、あわせて地元に対する環境関係の配慮を十分しなきゃならない。これは下水道処理場の問題とあわせて、将来の大切な計画にまとめていきたい、このように思っております。

○議長（高橋通夫君） 滝瀬敏朗君。

○29番（滝瀬敏朗君） 今、市長の答弁でわかるわけですが、ぜひひとつ、迷惑がかかるわけですから、絶対にこれは迷惑がかからないように検討をしていただきたい。強く要望しておきます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） 総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君） ただいまの質疑に関連いたしまして、委員会の方も環境整備という意味は、水質とか悪臭とかいうことだけでなく、そういう住民との関係のことを含めた要望でございましたので、重ねまして、市当局にお願いしておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 川嶋 博君。

○14番（川嶋 博君） 質問の内容は、直接厚生委員会の方かもしれませんけれど、一応焼却施設ということで質問いたします。

年末年始にごみ焼却については非常に能力不足だったかもしれないけれど、ごみの山になって非常にそれが長期的に置かれる、臭気がある、というような問題が、今までの施設にはすでに起きております。この問題について、新施設についてそういう問題を考慮する、というような質疑がなされたかどうか、質問したいと思います。

○議長（高橋通夫君） 総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君） 年末年始のごみと新施設の関連については、審議しておりませんので、そういう点の配慮があるかどうか、担当部長に聞いてみたいと思いますが、よろしゅうございますか。それでは、よろしく部長お願いします。

○議長（高橋通夫君） 清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） 年末年始のごみということで、一昨々年ですか、3年前ごろ、処理場のピットにあふれて大分悪臭もございました。

そういう中で、24勤体制も行いましたし、それから新しい処理施設は、ピットが4,000立米ということで、約4日間の貯留ができます。今のピットは、大体2日程度で満杯になります。ということで、かなり今のピットよりも大きいピットができますんです。年末年始には、そういうふうなものもなく、われわれも30日まで出勤して行っております。そういうことで、万全を期していきたいと思っております。

○議長（高橋通夫君） 川嶋 博君。

○14番（川嶋 博君） 今の答弁で了解いたしました。配慮されているということで確認しました。

○議長（高橋通夫君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） 総務委員会、御苦労さんでございました。

私は総務委員会に付託される前に、何点かの質問を本会議においてしておきました。大変長い時間、総務委員会も慎重審議をされたわけですが、残念ながら私が質問した点について、質問漏れ、あるいは資料提出の面も提出されなかった、という点があったわけでございます。

したがって、それらについて再度質問を留保してございますので、質問させていただきたい、かように存じます。

まず、1点目でございますが、総務委員会でも資料要求したところが、管財課長から、見積もり予定価格については、一般自治体において公表しないのがたてまえである、ということでございます。しかし、私は、今回問題ありということで質問しているわけでございます。議員として質問しているわけでございます。議員が議場で質問、資料要求して、その資料要求の提出が出されないということは、議員のいわゆる審査権を無視していることであると。われわれのバックには、市民がみんなついているわけです。市民がそういった疑惑に対して説明するためにわれわれが代表として出ている以上、要求した資料は、いかなることがあっても出していきたい。これが1点であります。

ましてや、今、地方議会においても情報公開制度等がうたわれている中で、日野市においてもそういった発言が各議員において随所に出されているわけです。入札予定価格が出されなくて、私は、除名された業者が一番安い価格で入っているんだ、ということがはっきりしたわけですから、はっきり言っているんですから、私もいいかげんな発言をしている覚えはありません。確固たる自信があるから言っているわけです。まず、その資料要求をきちっと出してもらいたい、ということを質問します。

○議長（高橋通夫君） 総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君） 委員長で答弁できる範囲だけ答弁いたします。

総務委員会におきましても、入札前に予定価格を発表するのは困難けれども、入札が決定した後は公表してもいいではないか、という要望があったわけですが、総務委員会の段

階では、市の方が断るということで、そこまでいかなかったわけでございます。さらに突っ込んで、情報公開との関連までいけばよかったんですが、総務委員会では、そこまでの審議はしておりませんので、以上のような経過でございました。

その後の問題については、全議会という形、あるいはもし理事者で答弁があれば、御答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君） 積算資料の資料要求についてのお答えでございますが、これにつきましては、管財課長から総務委員会の席では企業秘密、こういうことでお出しできない、ということで御回答申し上げているわけでございます。

今回の6社につきましても、それぞれ方式等が違ってまいります。そういう形の中で、いろいろ企業秘密に属することもある、ということが判断されたわけでございますので、資料要求については、いわゆる企業秘密に属する、こういうことでございますので、資料要求には応じられない、ということでお返事を申し上げたわけでございます。

○議長（高橋通夫君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） 総務部長、今、予定価格が企業秘密だと。企業秘密というのは、ノウハウのことを言っているんですよ。何でも見積もり予定価格が企業秘密なんですか。いわゆるパテントを持っているものが企業秘密なんです。これをうっかり出すと、やはり他社にまねられる。

何で予定価格が、もう入札価格が出ているじゃないですか。予定価格が何で発表できないんですか。なんで企業秘密なんですか。企業秘密の具体的な内容を話してくださいよ。

○議長（高橋通夫君） 総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君） 具体的に各社の方式につきましても、ある部分につきましては、各社とも研究分野が相当ございます。それで、各社ごとにいろいろ方式が違っているわけです。その中には、やはりパテントを持っている個所もございます。そういうことで、総合的に積算されていきますと、先ほど申し上げたような形の中に該当してしまう、こういう判断が働いたわけでございます。

○議長（高橋通夫君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） 私は炉とか、かまがどうだとか、そんなことを聞いてるん

じゃないんですよ。要するに総合的に結果、トータルが四十何億なのか、三十何億で出てきたのか、それだけを聞いているんだ。金額だけを。それだけを言いなさいと。たかが7社ですよ。何でそれが企業秘密なんですか。そんなばかなことを言わないでくださいよ。議会を愚弄しているのもいいかげんにしなさいよ、あんた。だれかに言っちゃいけないと言われたんですか。

議会ですよ、これは。日野市の。われわれは市民の代表で出てきているんですよ。それで審議しているんですよ。いいかげんにしなさいよ。出しますか。（「議長、答弁してもらおうように言ったらいいじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） 理事者答弁。（議場騒然）（「議長が今、理事者答弁という、理事者3人ともだれも手を挙げてない状況はいいんですか。市長どうする」と呼ぶ者あり）助役。

○助役（赤松行雄君） 管財課長の職務として、総務委員会で、一定の見解として申し上げていると思うわけでございますけれども、少々休憩をいただきまして（「政治判断でやればいい」と呼ぶ者あり）管財等の契約の専門でございませ課長と、もう少し協議を進めていきたい、暫時休憩をいただきたいと思います。（「休憩だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思っております、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後6時37分休憩

午後8時39分再開

○議長（高橋通夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者側の答弁を求めます。助役

○助役（赤松行雄君） 休憩前、市川議員さんから見積もり価格の公表ということで御要望があったわけでございます。休憩をいただきまして、管財課長を入れ、総務部長と、いろいろ公表につきまして相談というか、協議を重ねてまいったわけでございますけれども、はなはだ申し上げにくいわけでございますけれども、管財課の立場としまして、契約について、相手業者から設計見積もりというふうなものを添えて、算出されてございますところの見積もり価格につきましては、立場として、公表いたしかねる、というふうな立場でございます。何とぞ、公表できないという点については、何分の御理解をいただきたいと思います。よろしく。

○議長（高橋通夫君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） ただいま助役から、どうしても積算価格を公表することができない、こういった姿勢そのものが、私は大変いけないと思うんです。私もこの休憩時間に会派の部屋へ戻っていろいろと議員との懇談の中で、仄聞するところによると、いろんな各議員がそれなりの意見、私見を申しております。そういうものが、そもそも、私は別に疑惑があるとか、何かそういうことじゃなくて、やはり議会というところは、ガラス張りで、きちっと整理したものを市民の前に示す、ということが基本的なチェックアンドバランスの場ではないか、かように思うわけです。

それで、私はあえて、見積もり、積算価格というものをここで公表できない、ということでございますが、私はあるところから入手したその1社の積算価格を持っておりますので、ここですまず質問を、それでないと続きますので申し上げますと、その基準から外れた業者のトータル数字、いわゆるそれは積算価格ですから、建物等が入っている値段なんです、機械だけで36億7,590万円。いかがですか。36億7,590万円であります。これは積算価格であります。もっと安くなる可能性もあるわけです。

それが、いいですか、私が質問を続けるというのは、この積算価格を出しておかせて、ヒアリングをして指名競争入札に除名にした、というところに問題があるわけです。おかしいと思いませんか、だれが見たって。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）これを議員が知って黙っている議員がいたら、のろまか何かですよ。どうですか、この問題言ってください、はっきり冗談じゃないですよ。

○議長（高橋通夫君） 理事者側、答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君） 7社ということで、機械炉の中での中堅のプラントメーカーを7社選んだわけでございます。それで、私たち技術審査でございまして、先ほどの本会議、あるいは総務委員会の中でお話し申し上げてまいっております以上の考え方を持っているわけではございません。単純明快に、回転炉といえども機械炉でございまして、差別ない考え方を持って技術審査に臨んでおったわけでございますけれども、49年からRC炉というふうなことで、アメリカの一部の技術を導入しての回転炉でございまして。それなりに評価はしておるわけでございますけれども、実績というものが非常に少ない、こういう点が、最大の私たちの考え方の大きなネックになったわけでございます。

要するに、どうして日本の一般の家庭の、市のごみを燃やす炉として、もう少し広く普及しないのだろうか、こういうようなことで、もう少し普及できているものであったならば、それなりに評価し、導入ということができるわけでございますけれども、広島県に一つ、東京都下の一つ、この二つでございます。それも、はっきり申し上げますと、指名競争入札というふうな一つの競争をくぐって普及したというよりは、それぞれその会社の基幹的な構造があるところで導入されているというのが2カ所でございます。

そういうふうな状況のことでございますので、値段がどうであったから、というふうなことじゃございません。その実績という点がもう少し普及していれば、というふうな考え方で、普及が実績として不足だ、というふうな面だけが最大に引っかかったところでございまして、それだけが私たちの、要するに理由でございます。

○議長（高橋通夫君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） ただいま助役が、値段が安い、高いだけでなく、実績を云々と言っているわけであります。本当に助役、そうなんでしょうか。

たとえば、今回入っているこの6社を見たら、いいですか、荏原さんは、これは確かに長い歴史があります。川崎重工、久保田鉄工、日本鋼管、日立造船、三菱重工だと。みんな鉄工会社とか造船会社じゃございせんか。何で、それじゃ実績、実績というんなら、タクマさんが入っていないんですか。タクマさんが全国で一番の、焼却炉では実績があるでしょう。もし、タクマさんが抜けたら、確かに今まで、4億3,000万で建設した当時の焼却炉が、この12年間ですか、7億何千万も修理費がかかった。その修理の大半はレンガの張りかえだというじゃありませんか。

それに大金を出して、長い時間を休めて、その繰り返しだったんです。それで、今度も同じタイル方式でしょう。タイルというか、れんが方式ですよ。それは多少は変わっているでしょうけれど、基本的な設計には変わりはないんですよ、タクマさんと。それでタクマさんが抜けてること自体、おかしいですよ、私に言わせれば。実績というんならば。そういうもんじゃないんですか。

だって、この業者を見たらそうでしょう。日本鋼管、日立造船、三菱重工、三菱重工なんて、大体戦車ついたり、大砲ついたりする会社でしょう。日立造船はどうですか、船の会社でしょう。日本鋼管、久保田鉄工、川崎重工、これは鉄鋼会社ですよ。おんなじようなもの

じゃありませんか。だから、この実績だけでは私は納得できないというんですよ。

では、私、さらにちょっと一言お聞きしたいんですけど、この入札価格は、非常に私は高かったと思うんです。そうお思いになりませんか。

たとえば、建物の価格を入れるとすると、これを15億と仮定した場合、幾らになるんですか、これ。58億円ぐらいになるんじゃないですか。15億として、57億7,000万ですか。

とすると、前回の公明党の秦議員さんが質問されておる、去年のたしかこれは9月だったと記憶しておるんですが、トン当たりの焼却炉の建設費は、発電用を兼ねた場合には2,000万円という、いわゆる国基準から見ても大幅に上回っているわけです。そうでしょう。これ、清掃部長が答えているんですよ。多少の差異はあるけれども、一概にはこれで決めつけられないけれども、基本的にはそうです、ということをおっしゃるわけです。どうなんですか、これ、ちょっと答えてくださいよ。今度の入札価格と国基準との相違というのは、何で出たんですか。

○議長（高橋通夫君） 清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） 59年度の国庫補助の対象金額、これは1トン当たり1,530万（「建物も入っているの」と呼ぶ者あり） そうです。これは全部でございます。（「なおさらおかしいじゃないか。何だよ」と呼ぶ者あり）

というのは、ちょっとあれましたけれど、59年度の国庫支出金の補助金の積算というか、基本額です。これが1,530万でございます。これ、59年度なんですけれど。そして今の金額は、これは建屋は入っておりませんので、建屋がどのくらいというんで、総体はわかりませんけれども、本体だけだと1,940万になろうかと思うんです。この中には発電も（発言する者あり）1,940万です。1,530万というのは、国の補助が1トン当たり1,530万の2分の1が補助の対象でございます。ということで、59年度の補助の対象金額を御説明しているわけでございます。

そして、ここで武蔵野市、三鷹市、一応ここで57年に契約をしているわけでございますけれども、武蔵野が2,480万円、それから三鷹が2,140万、そういうふうな、これの近隣の市の施設はそういうふうな1トン当たりの金額になっております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君） 市川資信君。

○19番(市川資信君) 大貫部長、あなたが衆議員の質問に答えているんですよ。コピーをとったものですけど、私。答えている中に、発電のないものは大体建屋も入れて1,500万だと。発電を入れると、大体2,000万だと、多少の前後はあるけれども、というふうにあなた答えているわけですよ。それ、全部自分で言ったんだから、はっきり覚えていると思うんです。

それで、きょう、今言ったら、大体、本体のみで1,940万と言うんですね。これはもう設計、機械、土木工事の全部入っていることを、去年のあなた9月に言っているんですよ。今回は、ことしのまだ6月ですよ。1年たっていないのに、本体のみで1,940万となっているんですよ。どうなんですか。同じ人が言っているんですから、はっきりそこら辺してもらわなくちゃ困るんだけど。

○議長(高橋通夫君) 清掃部長。

○清掃部長(大貫松雄君) 確かに昨年の本会議で御質問があったときには、家屋も含んで、一応2,000万程度というふうなお答えをいたしました。

そこで、はっきりと仕様に基づきまして、発電装置、それから電気系統、要するに計装、そういうふうなものも電算をかなり取り入れてございます。そういう中で、コストとしては約、建屋を除いて今回お願いするのを単純に割り返して、220トンで割り返しますと1,940万というふうな数字が出てくるわけでございます。

○議長(高橋通夫君) 市川資信君。

○19番(市川資信君) おかしいじゃないですか、それじゃ。今の入札価格から逆算すれば、確かにそういう数値にはなるけれども、9月のときにはあなた自身が建屋、土木、設計、機械を入れて2,000万円だと言っていて、今自分で言っている答弁と丸っきり食い違っているんですよ。食い違っているというより、むしろ私が当初言ったその金額でいけば、大体合うようになっていますよ、確かに。だから私はこの入札価格が高い、こう言っているんですよ。あなたが、では私を説得するだけの数値じゃないでしょう。

議長(高橋通夫君) 清掃部長。(「議長、休憩して議事録を前のやつを読んでもらって、きちっと数字をもう一度はじき直して出してもらったらどうですか」「担当課長にでも答弁させてもらえば」「今、課長を呼びに行っています」と呼ぶ者あり)

○清掃部長(大貫松雄君) 大分時間をとらせてまして申しわけございません。

前回の、私がトン当たり2,000万、これは建屋も一切含んで大体2,000万ということで申し上げました。これはその時点ではまだ正式に見積書も取っておりませんし、それから内容も吟味したものをお答えしたわけでございません。

そういう中で、2,000万というのは、目安的に概算を申し上げたわけでございます。ここで一応仕様もできまして、ありますので、かなりはっきりした数字がここで出てきたということでございます。前回はあくまでも概算ということで、非常に申しわけありませんでした。そういうふうな内容で前回はお話をした次第でございます。

○議長(高橋通夫君) 市川資信君。

○19番(市川資信君) 大貫部長、あなたが議会の答弁の中で、国の方で一応トン当たり施設費が2,000万というふうに現在つかんでおります。国の方からそういうふうな、ちゃんとあなたはそういう指示というか、教示というか、そういう指針のものを受け継いでこれ発言しているわけなんですよ。国の方でと、はっきりあなた言っているんですよ。そうでしょう。

だから多少、100万、200万出るとか、そんなだったら私は理解するんですよ。しかし、とてもその金額にならないですよ、これ、全部で、建物が15億とすると、58億7,900万。それで、片っ方の外れたのが、何といたって、厚生省で補助金が2分の1出るんでしょう。そのところで、片っ方の安いとはいっても、一応は基準の指針を認定されているわけですよ。それをヒアリングまでして、積算までさせて、指名に入って、それでいざ競争入札というときに、ぱっと外されているんですよ。だからだれが見たって、これは安過ぎるから外したとしか取りようがないんだよ。本当に。

それで、あなたの言っているのも、今言っていることはもうこれと食い違っているわけだ、この議事録と。国の方でトン当たり2,000万円という積算の数字的の基準に置いていますと言って、去年の9月ですよ、それが。今と丸っきり違っているんだったら、これは私納得できないですよ。この場を取り繕うためのあなた方便だと言われてもしょうがない。(「6月」と呼ぶ者あり)6月でしたかね。1年だ、ちょうど。(「休憩してきちっとらせるんだよ」「答弁」「いいかげんにすると、後で取り返しがつかないぞ。早い方がいいんでないわ」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋通夫君) 清掃業務課長。

○清掃業務課長（檜山 茂君） ただいまの数字的な問題につきまして、云々ということではなくて、いわゆるごみ焼却施設に対する積算の基本的な考え方を申し上げますと、こういった施設につきましては、各自治体で設計ができないわけです。

したがって、それらのある程度の額を把握するために、国の方で一つの指導をしてくれているわけです。その指導と申しますのは、3社以上のメーカーから見積もりをとって、そして上下をカットした中で、適正な価格を決めるんだ、こういうふうな指導が来ているわけです。

しからば、では適正な価格というのは、その額をもって市が言えるのかと申しますと、これまたはっきり言いまして、言えないわけです。市が設計できないわけですから。ですから、あくまでも国の、厚生省の指導に基づいてメーカーから出された見積もりを、上下を省いた額を、その中位をとって、そしてそれが適正な価格というふうに私たちは判断をしたわけです。（「それでいいですね」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（高橋通夫君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） 課長、本当に間違いないですね、今言っていることは。いいですか、各自治体で設計ができないから国の指導を仰いで、そして上下の見積もりを省いた上で入札しなさいと、あなた今言われたんですね。これは本当なんですか。

私が聞くとところによると、国も指導の中で、下限を設けてはいけない、ということをはっきり指斜しているそうじゃございせんか。間違いないかどうか、それを言ってください。

○議長（高橋通夫君） 清掃業務課長。

○清掃業務課長（檜山 茂君） 下限と申しますのは、いわゆる最低制限価格のことでしょうか。そうじゃなくて――その辺、ちょっと私、意味がよくわかりませんので、できましたら御説明お願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） いいですか、たとえば今回外されたメーカーの人も、一応厚生省の基準指針に認定されているわけですね。そういったところは安いから、思うようなところはこれが入るとおれは取られてしまうんで、これを入れちゃいけないよ、入れたくないんだといった場合、それは外すことも確かに自治体の権限ですからできるけれども、そういった最低のところに来て、基準指針に入っているものは、当然私は入札に参加させるべきだというのが、私のこれは基本的な考え方なんです。そうでしょう。

今の何か課長の話だと、一番上限も下限も積算価格のどこ外して入札しなさい、というふうには私にとれるんです。

○議長（高橋通夫君） 清掃業務課長。

○清掃業務課長（檜山 茂君） わかりました。私が申し上げたのは、いま言った入札の問題ではなくて、市が契約予定価格を設定する場合に、上下の見積もりを外して、中位の額をもって決めなさい、こういらふうな指導なんです。

したがって、その入札とは全く関係ありません。

○議長（高橋通夫君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） 今、檜山課長が言っているのと私と、ちょっと取り方の違いがあったんで、それなら理解できます。それだとしても、今大貫部長の言っている言葉と、全々だから食言するわけですね。

いいですか、では檜山課長はどう思うんでしょう。私の調べたところでも、国で大体トン当たりの建設費というものは、土木費とか建物、それから設計等を含めて、大体2,000万というものを基準に置いているということに対して、今回のあれだと、大幅にそれを上回っているわけですよ。だからおかしいじゃないか、と聞いているんです。

それに対して、前回、1年前に言っている言葉と、部長がですよ、今言っていることと食い違っているから、それに対してあんたは手を挙げたんだから、答弁が私はもらえるものだと思っていたんです。それに対しては、どうなんですか。

○議長（高橋通夫君） 清掃業務課長。

○清掃業務課長（檜山 茂君） その問題につきましての答えと申しますのは、はっきり私としては申し上げられませんけれども、過去の例を見ますと、たとえば物価の上昇率によって、一般的なものを買う場合には、年々歳々価格が上がっていく、これが通例だと思うんです。

ところが、ごみ焼却施設の場合を見てみますと、たとえば55年と56年、あるいは57年、58年、それぞれの年度によって、前の年の方が高い場合もあるし、後の年の方が安い場合もあるんです。ですから、果たしてどこに適正な価格があるのか、全く私なんかもわからないわけです。あくまでも競争で決めておりますんで、たとえば今回のように、6社だったら6社の競争と。したがって競争が激しければ安い価格になるかもしれませんが、また、日

野の場合のように分割発注をした場合に、たとえば建屋と機械と別に発注しました。今度、一緒に発注すれば、場合によったらもっと価格が違って来るかもしれません。ですけれども、機械、それから設計、それから建物と個々の発注ですから、わりと大ざっぱな積算ができないと思うんです。

そんなところから、日野の今回決められた価格が、私としてはこれで決まったわけですから、はっきり言って、この額を適正な価格というふうに認めざるを得ないような気がするわけです。（「質問と全然違うよ。とんちんかんな答弁になっているぞ、質問に対して。全然違う。整理してもらわなきゃ困るよ。だからもっと多いだろうと言っているわけ。建屋を入れれば、約60億近くなるだろうと市川さんは言っている。そうでしょう。当初の予算は61億7,000円でしようが。はっきりしてくれなきゃ困るよ。あと建屋の分が18億ぐらい残っているんだから」「休憩しよう」「議長」と呼ぶ者あり

○議長（高橋通夫君） 秦 正一君。

○26番（秦 正一君） 去年の6月に、私はこの問題を取り上げております。それでたしか市川議員の質問の中にあるように、トン当たり2,000万ということは出ておりますけれど、しかし、当時のやり方というのは、若干ニュアンスの違う面も出てきていると思うんです。コンピューター方式で、こういった近代的な要素を含めた恐らく現在の焼却炉ということ算定しているんじゃないか、このように思うんです。

ですから、国の指導のそういった面よりも、場合によっては、かなり複雑なそういう要素を絡んでいるし、また、分離発注ということで、かなりいいものをつくらなきゃいかぬという趣旨のもとに発言しているもので、そういった面の理事者の方の考え方がもうちょっと、何というのか、前回、旧来のそういう焼却炉と、現在描かれている焼却炉と、そういった点に値段にしてもかなりの相違が出てくるんじゃないか、というふうに思うんです。

だから、発電装置と、さらにボイラー施設、それと、またコンピューター方式による近代的なそういう集中管理方式、こういったものを取り入れた場合には、多少なりとも、トン当たり2,000万円以上のものが必要になってくる、というふうに思うんですけれど、その点いかがでしょうか。

余計なことかもしれないけれど、私は発言します。

○議長（高橋通夫君） 総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君） 今、関係担当者から、答弁が行われているわけです。

総務委員会におきましては、その適正価格といいますか、相場価格といいますか、その決定の仕方については、今課長が説明したように、上と下を除いて真ん中あたりで、というのがあったわけですが、今の質問は、去年の秦議員に対するトン当たり施設費の単価が、大体2,000万ということが、ことし、当時の2,000万が、今回はこういう数字になっている根拠を、わかりやすく説明してくれということですので、逆算したらこうなったとか何とか言うんじゃないくて、今、秦議員からも指摘があったようなことを含めて、もし統一的な答弁がしていただければ、理解が進むというふうに思っております。

そういうことで、ひとつ総務委員会でそこまでは論議しておりませんので、担当者の方で明快な答弁をひとつお願いしたいと思います。（「休憩だよ」「議長、整理しなさいよ」「またおかしくなるぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 9時17分休憩

午後11時 8分再開

○議長（高橋通夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） 先ほど、休憩前の私の発言の中で、去年の6月の議会に、トン当たり2,000万程度の費用で建設をする、ということで申しましたけれど、そういうふうな御質問があり、御回答いたしました。その中で、その時点で私が申ししたのは、まだはっきりとした設計もなされない中で、トン当たり2,000万ということを申しました。大変、その時点の私の発言に対して深く反省をする次第でございます。

その時点では、発電装置、それから今のコンピューターの装置、そういうふうなものもまだ計算の中で入れないで発言をいたしました。そういうことで、いまの時点では発電、それからコンピューターの関係、そういうふうなものが積算されて、先ほどの数値に御回答したわけです。

そういうことで、ひとつ御理解を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） 大変長い間休憩時間をとって、清掃部長等と今、私はお話ししたんですが、私自身、今、清掃部長の答弁に納得するとか、理解をしたというふうには到底見受けられないんですけれども、余り時間がこのことで長くたつということも好ましいことではないと思うんですよ。

なぜ納得できないかということだけ、一言だけ反論させていただきたいと思うんですけれども、先ほど武蔵野、三鷹、国分寺——国分寺の件は私、部屋で聞いたんですが、武蔵野が一番高くて2,400万、三鷹が2,100万、国分寺が2,300万それで檜山課長は、先ほど年によってむしろ入札価格が安くなるということもある。ということは、やはりいまの時代の趨勢等を反映して、あるいはこの業界の競争等から過当競争、過当競争というか、うまくいかなかったときに、多少価格の前後ということが、あるだろう、ということを想定してみますと、約、2,500万コンピューター、発電機等を入れて、大体トン当たりの建設費というものを見るのが妥当ではなからうか、こう私は私なりの積算を試みたわけであります。

そうしますと、たとえば2,500万トン当たりだとすると、220トンを掛けると55億になる。55億が総価格になるわけですが、それから今回の入札価格42億7,000万を引くと、建物が12億何がしか残らないわけです。そうすると、今回の建物の大きさは、8,000平米だと。単純計算して、約60万坪だと。平米20万として8,000平米掛ければ16億と、単純計算が出てくるわけです。

そうすると、42億取っていて、プラス16億の建物を建てると、一体どういう金額になるのか。国基準から今言った金額をしても、私には納得できる数字じゃないということは明らかにここに出てくるわけです。予算でいくと、ぴったり合う。おかしいんですよ。

というのは、先ほど申し上げた、私は最低価格を基準にした業者からの数値を基準に、いまはじき出しているわけですよ。ですけれども、それを言っても恐らくたらい回しというか、いつまでたっても結論が出ないでしょう。それは結構です。

ただし、私はそのかわりに、先ほど積算見積もりした7社の価格を全部申し上げてくれと言ったら、どうしてもそれはできないと、こういうふうに言われたわけです。

本来、議会がこの数値を言ってくれとか、資料を出しなさいということに対しては、これは

いかなることがあっても出さなきゃならないんですよ、どんなことがあっても。議会で秘密を守るんだったら、議会で秘密を守ればいいんですから。出さなきゃならない。それでなかったら議会のチェック、機能というものは果たせないんです。議会というところはそういうものだと思うんです。公金を扱っている場所なんですから。

それを、いわゆる地方自治法の機密の事項をすぐ取り出して発表できない。ですから私も理事者の、何というんですか、気持ちというか、理事者の立場というか、そういったものも全面的に理解できないわけじゃありませんから、一步譲って、少なくとも最低と最高の価格の、業者名は結果ですから、価格だけでもこの席で発表していただきたい。最低と最高の。業者名は結構です、言わなくて。それが私の譲歩できる最大限でありますので、よろしく執行者、御答弁をお願いします。

○議長（高橋通夫君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 再三にわたる御要求といいますが、御要望でございましたので、それなりにひしひしとしたものを私たちも感じておるわけでございます。

そういう中で、先ほど申しました管財課、要するに契約当初の管財課としての公表できない、あるいは市民部というものが法人の1社1社の税金について、やはり公表できないと同じように、管財課長の方から承りますと、契約を担当する課としまして、契約に参加した相手企業が、市を信用して出してまいりました設計費用、それから見積もりという一連のものについては、企業的な信用なり秘密というものが、裏打ちされているというふうなことで、お断り申してきたわけでございます。

これは、先ほど申し上げましたように、局面ということで、おっしゃられていることはひしひしと感ずるわけでございますけれども、先ほどから申しているように、管財課の契約担当の立場として難しい、というふうなことでございますので、何分の御理解を、再三にわたってお願ひする次第でございます。

○議長（高橋通夫君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） 助役、いいですか、私は企業の名前を言って、その金額を言いなさいとは、先ほどのようなことを言っていないんですよ。企業の名前を伏せて結構ですと。ここの場所を何と思っています。議会ですよ、これ。議場ですよ、速記もとっているんですよ。そこで言っているんですよ。私は一私人として言っているんじゃないんですよ。自治会の会長

さんとか、隣組の何とかじゃないんですよ。

私も発言するからには、責任とそれだけの自覚がなければ言えないはずですよ。答弁も同じでしょう。ですから企業の秘密なんて、先ほど総務部長が、いわゆる企業秘密だと。積算価格の発表に何が企業秘密なんですか。なにかほかの企業から出ている議員も、そんなことは企業秘密になるはずはない、笑わせるんじゃない、というようなことを言っているから、そうだけれども、私は企業の名前を言わなくて結構だと。最高と最低ぐらいの金額は、せめて、これだけ長時間を費やして言っているんですから、そのぐらいの公表ができなかったらどうするんですか。

何が秘密なんですか。企業に迷惑かかるわけでも何でもないでしょう。最低と最高の数値だけ言えばいいんですよ。企業名を言ってくれとは言っていないんですよ。それすら公表できないということは、これで議会の果たして機能は果たせるんですか。30人の議員どう思いますかね。私の言っていることが言い過ぎなのか、常識から外れているのか、それを伏せようとする理事者がおかしいのか、よく冷静に考えてくださいよ。

○議長（高橋通夫君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 質問の答弁に当たりまして、御不満の点も多々あるように感じております。

しかしながら、この事業は、終始いたしまして私どもといたしましては、きわめて公正の中で、また指導当局の御指導に沿って進めてまいっておりますので、そのあたりで信用をしていただきたい、こう思っております。

数字のことを言われておりますが、私の受けておる感じでは、この入札調書に載っております第1回の入札のあたりと、そう大差はないんじゃないんじゃないか、このように感じておりますので、そのあたりのところで御了承をいただきたい、こういうふうをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君） 市川資信君よろしいですか。

○19番（市川資信君） よろしいんじゃないくて、今市長が私が言っているのを言ってくれないんで。

今、市長が、第一回の入札の価格と大体近いものだ、こういうふうなことなんです。だとしたら、私はこれはえらい問題だと思うんです。第1回の最高入札が46億3,000万が日本鋼管が入れているわけです。それに対して積算段階で、機械だけで36億、10億の開きがあるんです。

10億の開きということ、一体どうとらえるんですか、一体。一般市民から10億というお金は、気の遠くなるような金額ですよ。幾ら国の補助金だ、市の税金だから、そんなような安易に考えられたら、とてもじゃないですよ。だからおかしいから、私は追及しているんですから、きちっとした答弁をしたらどうですか。いま言った金額だけで、10億違うんです。大差なかったら大変ですよ。

○議長（高橋通夫君） 市長。

○市長（森田喜美男君） その10億違うという意味がちょっと私もわからないんですが、1回入札の最高、最低とおっしゃいますから、それに遠くない数値だ、このようにお答えをしておるわけでありまして。

そして、先ほど担当部長もお答えをいたしておりますとおり、標準的な施設にプラスをいたしまして、発電装置、コンピューターシステム、あるいはボイラー、それからいろいろ重装備を加えておりますので、また、特に経費のかかるのが公害物質の除去装置だと、このようにも聞いております。

そういうことでございますので、能力がよく、性能がよく、また新しいいい施設、いい装置が伴っていることによって、価格も高くなる。しかし、将来の維持管理ないしは焼却という面で、私はむしろ価値があるということも言えるのではなからうか、こう思っておりますので、そういうお考えによって御理解をお願いをしたい、こういうふうに申し上げておるところでございます。

○議長（高橋通夫君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） 再質問する前に、市長、そのぐらいおっしゃられるんでしたら、いかがですか、積算された7社の最高と最低の金額ぐらい、名前は言わなくていいんですから、金額ぐらいはこの議場で言われても差しつかえないと思うんです。

今、10億がどうして違うかというのは、また後ほど私、よく説明しますので、市長の考えをちょっと教えてください。

○議長（高橋通夫君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私が正確に知っておる、資料を持っているということでもございませぬし、ここに資料として出ておりますいわゆる入札調書、この数値を見まして、これに第1回入札の段階に近いものである、このように承知しておりますので、そのことでお答え

にさせていただきたい、こう申し上げておるわけであります。

○議長（高橋通夫君） 市川資信君。

○19番（市川資信君） 市長、私が今10億約達うと申したのは、冒頭に申し上げたように、ヒアリングして積算見積もりをとった7社が、1社指名から外されたんです。入札時点で。それが出している金額が、36億7,590万というものを、積算で出しているんです、機械だけでも。そうすると、今回の機械だけの最高、日本鋼管が46億3,000万なんです。約9億7,000万ですか、6,000万ですか違っているわけですよ。だからそのことを私は今10億ぐらい違うじゃないか、だからおかしい、というんです。

それで、だれが見てもそこまで、いわゆる入札参加直前まで、その機械炉は、回転炉ということはもうわかっているわけですから、だったら初めから入札参加させなけりゃいいんですよ。いわゆる指名にも入れないとか、ヒアリングもしないとか、はっきり初めからするんならいいですよ。やはり厚生省から機械炉として認定されている以上、当然それは入札参加する資格がある会社なんですから。機能も認められているわけなんですから。特別悪いというレッテルを張られている会社でも何でもなし、一流の企業なんですから。当然だと思っんですよ、私、入るのが。

そういうことで、そういういわゆるヒアリングして積算まで出させた会社を、今言った数値の安い価格を出したところを、すぽっと落としたところに、私は問題があると言っているんですよ。そうでしょう。だれが見てもおかしい、この入札は。

○議長（高橋通夫君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私の承知しておりますのは、市の機械炉ではあるけれど、市が仕様書によって求めたシステムではないと。したがって、安全、安定を期するために、特によそでも多数採用されておるそういう範囲から選ぶ、ということに方針を定めて、そうして例外と申しましょうか、同じ機械炉ではありますけれど、まだ経験不足というふうに思えるものについては、これはむしろ事業の、あるいは機種 of 将来の平均的な評価といえますか、そういうことにおいて相手方とも協議をし、了解をされた中で外れていただいた、こういうふうに承知しておりますので、そのように御理解をお願いしたいと思っております。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） 飯山 茂君。

○15番（飯山 茂君） けさ、議運の委員長が、会期を1日だというふうにお話しいたしましたけれども、時間を見ますと、きょう1日ということは、あと30分少々でございます。まだ理事者の意見、あるいは議員の質問者が何人かおられるようです。

したがって、このまま続くと、きょうの会期の1日が終わるんじゃないだろうか、こういうことでございますので、議運を開いていただいて、会期の延長をするのか、その辺をひとつ議長がお諮りをしていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君） お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後11時30分休憩

午後11時58分再開

○議長（高橋通夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よってこの際会期の延長の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（中山基昭君） 本日の臨時会につきましては、すでに会期をきょう1日ということで確認を願っているわけでございますけれども、議案審議等の状況を含めまして、会期を1日延長いたしまして、6月2日までといたします。

開議時間につきましては、零時に繰り上げて開会していく、こういうことを議会運営委員会を確認決定をいたしました。よろしくひとつお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認め、会期を1日延長し、6月2日までと決定いたしました。

お諮りいたします。6月2日の会議は、議事の都合により特に午前零時に繰り上げて開くことにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御異議ないものと認めます。よって6月2日の開議時間は、午前零時に繰り上げることに決定いたしました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後11時59分延会

6月2日 土曜日 （第2日）

昭和 59 年
第 2 回臨時会

日 野 市 議 会 会 議 録 (第 23 号)

6 月 2 日 土曜日 (第 2 日)

出 席 議 員 (30 名)

1 番	橋 本 文 子 君	2 番	福 島 敏 雄 君
3 番	小 俣 昭 光 君	4 番	小 山 良 悟 君
5 番	谷 長 一 君	6 番	古 谷 太 郎 君
7 番	馬 場 繁 夫 君	8 番	馬 場 弘 融 君
9 番	高 橋 徳 次 君	10 番	旗 野 行 雄 君
11 番	一ノ瀬 隆 君	12 番	板 垣 正 男 君
13 番	鈴 木 美 奈 子 君	14 番	川 嶋 博 君
15 番	飯 山 茂 君	16 番	夏 井 明 男 君
17 番	黒 川 重 憲 君	18 番	古 賀 俊 昭 君
19 番	市 川 資 信 君	20 番	藤 林 理 一 郎 君
21 番	名 古 屋 史 郎 君	22 番	竹ノ上 武 俊 君
23 番	米 沢 照 男 君	24 番	中 山 基 昭 君
25 番	大 柄 保 君	26 番	秦 正 一 君
27 番	奥 住 芳 雄 君	28 番	石 坂 勝 雄 君
29 番	滝 瀬 敏 朗 君	30 番	高 橋 通 夫 君

欠 席 議 員 (な し)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長 森 田 喜美男 君	収 入 役 加 藤 一 郎 君
助 役 赤 松 行 雄 君	総 務 部 長 伊 藤 正 吉 君
企画財政部長 前 田 雅 夫 君	生活環境部長 坂 本 金 雄 君
市 民 部 長 加 藤 一 男 君	都市整備部長 結 城 邦 夫 君
清 掃 部 長 大 貫 松 雄 君	福 祉 部 長 高 野 隆 君
建 設 部 長 中 村 亮 助 君	病院事務長 佐 藤 智 春 君
水 道 部 長 永 原 照 雄 君	教 育 次 長 小 山 哲 夫 君
教 育 長 長 沢 三 郎 君	
清掃業務課長 檜 山 茂 君	

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長 田 倉 高 光 君	次 長 岩 沢 代 吉 君
書 記 栗 原 莞 次 君	書 記 萩 生 田 富 司 君
書 記 谷 野 省 三 君	書 記 串 田 平 和 君
書 記 佐々木 茂 晴 君	

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 雪 峰

速記者 小野口 純 子 君

議事日程

昭和59年6月2日(土)

午 前 零 時 開 議

(議案審査報告)

日程第1 議案第40号 日野市衛生処理場ごみ焼却施設建設工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1

午前零時0分開議

○議長(高橋通夫君) 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

議案第40号、日野市衛生処理場ごみ焼却施設建設工事請負契約の締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告に対する質疑を続行いたします。

総務委員長登壇願います。

〔総務委員長登壇〕

○議長(高橋通夫君) 市川資信君。

○19番(市川資信君) なにか、私が質問をするのが先なのか、答弁を求めるのが先なのか、非常に私、今複雑な心境なんです。先ほどもはっきり申し上げましたように、少なくとも企業秘密を盾に、あるいは地方公務員法を盾に、私の求める数値というものが公表されない中で、質問をこれ以上続けるということは、もうほとんど不可能に近い現状でありますし、なおかつ、大変長い時間を費やしての質問に、私1人がこれ以上質問するということもどうか、と思いますが、ただ、私は、やはり議会人として、私本来の信念と申しますか、市民の代表として、この議場に出席している以上は、それなりの自覚と責任とを持って、ここで発言をしている所存であります。

したがって、今回私が長時間かけて質問したこれら一連の疑問点について、何ら解決策、自分の了解を得られずしてこの質問をやめるということが心苦しいというか、不合理この上ない実態であります。私はさらにもっと厳しい質問条項を持っております。しかし、それはあえてこの際、遠慮をさせていただきます。

けれども、やはり私は日野市の入札の過去の過程の中にあって、最も未曾有の高い金額の入札に当たっては、だれに、どこから指摘されても、どのような角度から質問されても、明確なる明朗なる答弁を求めるのが理事者としての当然の義務ではなからうか、と思わざるを得ないのであります。

特に、今回私が指摘した、ヒアリングをして積算価格まで出させて、そして最低の安い価格を出した会社をそこからボイコットした、ということに対しては、深い憤りを感じざるを得ないのであります。どうか今後の日野市の行政の中において、こういったことが二度と発生しな

いことを心から念じて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋通夫君） 小山良悟君。

○4番（小山良悟君） 簡単に質問をさせていただきます。

私は、入札までの手順でちょっとお伺いしたいんですけれども、まず、どういう機種にするか、という決定する機関といいますか、機種選定委員会、当然これだけの高額な機械でありますので、慎重な調査をされた上で、この機種選定の作業に入ったと思うんですけれども、その時期がいつごろであったかということが第1点。

それから、いわゆる7社に見積書を出させた時期がいつごろであったか、ということが2点目でございます。

それから、市川議員との質疑のやりとりの中で出てまいりましたけれども、いわゆる業界のランクが高い、実績があるタクマが当初から入札、あるいは見積もりの段階からもう外されているということでもありますけれども、入札には当然その資格要件というものが満たされなければ参加できないわけでもありますけれども、通常、業界のランクが高いといわれているタクマが外されたということは、その資格要件で何が満たされなかったのか、これが公表できるのかどうかわかりませんが、できれば、こういうことで満たされなかったんだ、ということを教えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど来から、いわゆる第7番目の外された業者の見積もり価格が、36億7,590万ということを市川議員から指摘がありましたけれども、この価格は間違いがないかどうか、その確認をしたいと思うんです。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君） 総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君） ただいまの小山議員の質問に、総務委員会としての審査内容から答弁いたします。足りない点は、理事者の方から答弁いただきたいと思います。

機種選定の経過、それから6社に指名入札の会社が決まった日、そして入札が5月22日だと思いましたが、こういう経過があって、市の方では先ほど私から答弁しましたような基準に基づいて業者の選定をしてきた、こういうことでございます。

なお、必要な点については、理事者の方から答弁をしていただきたいと思います。

また、7社目の企業が指名から外されたという点については、総務委員会でもる答弁がご

ざいました。それも簡潔に私の方から答弁いたしまして、足りない点は理事者の方から補足していただきたいと思います。

その7社目の企業は、自分の工場がある呉市と、それから東久留米、田無、小平あたりでございますか、柳泉園というところ、田無になるんでしょうかね、その地域の工場のあるところの2市に、150トンクラスの設備をつくったと。しかし、これについての安定度、あるいはその後の都段階なり、あるいは国段階なり、そういう専門の方々の実績に対する評価、こういう点などを市が検討した結果、外したんだ、というような趣旨の説明がございました。正確さを期するために、さらに必要な点については理事者の方からこれも答弁をしていただきたいと思います。

また、見積もり予定価格の問題については、総務委員会でもはっきりしておりませんので、これは理事者の方から答弁できることについては答弁していただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） まず、1点目の機種選定委員会の時期ということでございますけれども、これは一応確認いたしますけれども、要するに一般的な火格子方式、機械炉です、それから流動床、熔融炉、その機種選定ということですね。その機種選定委員会ということで、いいわけですね。（「いいです」と呼ぶ者あり）

それは、清掃部の中に機種選定委員会のプロジェクトチームを発足いたしましたのが、57年8月2日でございます。そうして、約1年間、今の三つの機種の検討を重ねてきております。そして、翌年の58年7月21日に新炉検討プロジェクトチームの最終報告を行っております。それで、7月31日にチームの解散ということで、57年8月2日から実質的に解散するまで、翌年の7月31日までの間に機種選定を行って、さらに57年10月27日には、一応規模の決定等の中間報告をしております。最終報告が、先ほど言いました翌年の、58年7月21日に最終、要するにチームの報告を行っている、そういうことでございます。（「それから結論を教えてください」と呼ぶ者あり）

機種の選定に当たりまして、先ほど申しましたように、三つの機種が現在ございますけれども、その中で、火格子による一般的な機械炉というんですか、それを委員会として最終報告を行った次第でございます。

以上です。（「見積書を7社に出させた時期は」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） 助役。

○助役（赤松行雄君） それでは、以下の問題につきましては、私の方からお答えを申し上げます。

7社を選定しまして、設計見積もりの提出を受けましたのが、59年2月20日でございます。これが2点目でございます。

3点目、タクマが入っていないと。タクマは日立造船と同じ時代に、昭和36年ごろでございますか、ごみのプラントメーカーということで発展してきた会社でございます。おっしゃるとおり、機械炉メーカーとしましては、屈指のメーカーでございます。なぜ入ってないか、こういう点につきましては説明は、非常に難しゅうございます。（笑声） 日野市の炉が、すでに15年あるいは16年使っております。タクマの機械でございます。

それで、日野市で使う時代は、組合のまだ了解がとれずに、半日燃やしては半日火を消すという断続的な、間欠的というか、燃焼を、連続の燃焼方式じゃないんです。そういう使い方をしてきたものでございますので、故障が多かった、維持費が非常に高くついたと。それから、煙突が両方の炉に1本しかないわけですから、兼用の炉です。今は煙突が3本一まとめになって、大きな四角い煙突になるというのが多いわけですが、二つの炉に対して1本の煙突というふうなことで、機能上も問題がもともとあったんだろうと思いますけれども、非常に問題が日野市の炉それ自体には使い方が、連続燃焼じゃなかったんで、断続燃焼というようなことだったんで、非常に不幸な面があったんじゃないかと。はっきり言って、そういう境遇に置かれたものですから、日野市においては余り風評はよくなかった、というふうな不幸な事態があるわけでございます。私はそう考えているわけなんです。そういうふうなこと等も参考にさせていただきたい、こう思うわけでございます。

それから、36億7,590万というふうな、先ほどおっしゃられた1社の機械炉の見積もりでございます。これは間違いございません。

それから、1社外されたということについては、度々申すのも本当にあれなんですけれども、先ほど総務委員長が申された内容でございます。大体、御理解賜りたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 小山良悟君。

○4番（小山良悟君） タクマについては、13年前ですか、日野市でおつき合いいただいて、当時の技術水準で断続燃焼というふうな機械だ、ということなんですけれども、現在

もそういうことなんですか。そういうことは確認してありますか。現在のタクマの機械は、連続燃焼のはなくて、断続、いわゆる旧態依然とした機械しか持ち合わせていないと、タクマは。そういうふうなことですか。そこら辺が一つです。

それから、なぜ機種選定委員会の選定日と、見積もりを出させた日を聞いたかと申しますと、私はいわゆる外された1社が機械炉で、ロータリー式機械炉ということですね、外された1社というのが。それで、私は機種選定委員会というのは、慎重に、先ほど申し上げましたように、四十何億もする高額な設備でありますから、これはもう本当に慎重に取り組んだらと思うんです。それで、機種選定についても、慎重に取り組んだらと思うんですけれども、その機種選定委員会で慎重に機種選定作業に取り組んで、そうして出した結論が、火格子式機械炉、こういう結論を58年にもう出しているわけです。58年の7月21日に最終報告をしている。

そういう結論を出しているにもかかわらず、このロータリー式機械炉の外された業者に見積もりを出させるというのは、おかしいんじゃないか、ということも考えられます。

あるいはまた、意地悪いことを言えば、機種選定委員会をやって、その選定に基づいて、今度は見積もり作業をさせて、見積もりを出させたら値段がずば抜けて安いから外した、ということも、意地悪な言い方をすれば、そういう言い方もできるわけなんです。先に見積もりを出させておいて、それで機種選定をしたというのであるならば、火格子式機械炉じゃないから、ロータリー式機械炉だから外しましたということでも、それはそれで通ると思うんです。わかるわけです。

ところが、ちゃんともう火格子式機械炉にするという、機種選定委員会でもうすでに1年前に決めているわけです。決めておりながら外した業者にも概算見積もりを出させたというのは、一体どういうわけなんですか。その辺のところがちょっと納得いかないわけです。そこら辺のところが納得がいけばいいんですけれども、その辺のところ、ひとつ御説明いただきたいというふうに思います。

それから、36億何がしというのも、これはもう理事者側が認めないことには、議論が先に進まないで、あえてお聞きしたわけですが、その点については間違いはないということでございますので、ひとつ、ただいまの質問について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君） 助役。

○助役（赤松行雄君） 13年前ですか、タクマに発注しました機械も連続式の燃焼方

式の機械でございます。たまたま日野市の中におきまして、当時は連続して徹夜で、現在は24時間勤務という勤務状態を職員に頼みまして連続して燃やしているわけです。ですから、もともとはそういう機械なわけでございますけれども、要するにごみの量等も13年前は二つの炉で、昼間だけ交代交代燃やす、あるいは正月、お盆だとか、梅雨どきですか、2炉稼働ですか、順繰りじゃなくて、そういうふうなことで、夜燃やさなくても間に合った時代は、連続を断続して使っていたわけでございます。ですから、機械そのものは連続なんです。

そういうことございまして、今日もやはりタクマが製造するものは、機械炉の方は連続式の燃焼方式の火格子の機械ということで、変わりはないと思います。

それから、ロータリー機械炉、あるいはRCの回転炉とも呼んでいるわけでございます。それで、機種選定委員会は機械炉の火格子のストーカー、こういう決定しておるわけですが、おっしゃるロータリー機械炉なり、回転炉というの、やはり火格子であり、ストーカー、ストーカーというのはかまということなんですけれども、火格子の要するにストーカーなんだということには変わりがないわけなんですけれども、燃やす部分のところのストーカーが、同じかまでも回転炉になっていると。こういうことで、機械炉の範疇であり、火格子の範疇に入るんだそうでございます。そういうことで、7社の中へ入れたわけでございます。

また、さっきから言いましたように、実績面という点だけでいろいろと苦慮した、こういうことでございます。

○議長（高橋通夫君） 小山良悟君。

○4番（小山良悟君） タクマの件は、当時の機械が十分な性能を発揮しなかったということで外した、たということでもありますけれども、当時の13年前の水準というものと、現在の水準はどうか。現在もタクマの機械はもう全く性能は十分に働かない、そういう機械しかないんだ、というのであるならば、タクマそのものはもう存在しない、と思うんですけれども、現在のそういう能力的なものまで――助役、特に助役に聞いてもらいたいんで言っているんですが、助役、こちらをひとつ聞いてください。助役に特に聞いてもらいたいから私は言っているんですけれどね――現在の能力もタクマのを十分調査されたかどうか。現在の能力です。現在の新しい機械といいますか、これから入れようとする機械の中のこの一つです、現在の性能がどうであるか、ということまで精密な調査をされた上で、タクマを外したかどうかということを1点。

それから、外された業者については、実績がないからというふうなことです。実績がないからということで、2カ所ぐらいしかやってないとかというふうな答弁がありましたけれども、そういうことであるならば、まず1点指摘したいのは、機種選定委員会で、そこら辺まで調査が及ばないものかということです。これだけの高額のものを選ぶわけですから、当然、見積もりを出させるまでいかにすべきだと思うんです。その辺がまず強く指摘したいわけがあります。だから、それだけ、じゃ、いいかげんな、と言っちゃ担当の方にはおしかりを受けるかもしれませんが、しかし、不十分であったことは十分言えると思うんです。その辺の信頼感が薄いということは、一つ指摘できると思うんです。

それからもう1点。もし実績がないということ、たとえば後発であるとか、実績のなさではいろいろあると思うんです。あるいは後発であるとか、あるいは新しい機種を開発したとか。つまり、技術革新によって新しい分野に進出して、今までにない機械炉を開発して、後発としてそれを今売り出しているから、実績がないということも言えるかもしれませんが、いずれにしましても、そういうただ単に実績がないから、ということじゃなくて、新しいもので、技術革新されて性能の優秀なものもあるかもしれません。

具体的に、たとえば性能とか、価格とか、ランニングコストとか、あるいは償却です、燃やす方の焼却じゃなくて、コストの償却です。機械に対する償却、あるいは公害の対策とか、そういう面から見て、これだけ見劣りするんだ、この会社のものはと、そういう具体的な比較資料というか、そういうものは当然出されていいと思うんです。

また、われわれにもそのぐらいの資料を提供してもいいんじゃないか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これだけの高額のをやるのに、われわれもそれほど知識がないわけでありまして、それで、これがいいか悪いかを判断をするということも、非常に厳しいんです、正直なところ言っています。ですから、われわれは、何となくかやの外に置かれたような気持ちにもなっておりますし、ともに考えようということであるならば、こういうふうなものについて、これだけ具体的な事例、比較の表を出して、だからこの会社は外すんだとか、あるいは候補の中に最初から入れないとか、そういうことをすべきだろうと思うんです。そういうふうな対応がないから、きょう、このように紛糾しているんじゃないかと、私はそこを強く指摘したいわけでありまして。

その指摘した2点について、助役の答弁をお求めいたします。

○議長（高橋通夫君） 助役。

○助役（赤松行雄君）　いろいろと、機種選定委員会といいますのは、どの会社というものを選んだわけじゃございません。三つのあるタイプのうちから一つの機械炉、あるいは火格子ストーカーというものを選んだと。機種の選定でございます。

それで、その段階には、私はかかわっておらないわけでございますけれども、その以後、7社に絞る以前の段階で、11社から7社に絞ってきておるわけでございます。それで、これにつきましては、相当慎重に取り扱ったつもりでございます。タクマにつきましては、先ほどお答えしたような形の中で、日立造船につきましては、13の東京都の炉が各区にございます。ニュータウンにも東京都営の炉が一つあるそうでございますけれども、それを入れまして、23区を入れて13の炉があるそうでございます。その中に日立造船の機械炉が五つあると。タクマもそれに近いような4基ほどの機械が東京都におさまっているようでございます。

先ほど言いました同じ時代に、やはりプラントメーカーとしてこの業界に1歩足を入れたという双壁ではないか、このように技術的には評価しておるわけでございます。

ただ、日野市の中に13年前に炉が築かれまして、市の方の使い方も断続ということで、溶鉱炉を連続して燃やせば非常に効率的に燃やし、故障もないんでしょうけれども、消したりというようなことがあるわけでして、非常にその点不幸だったということで、11社から7社に選定の過程ではそういう経過も踏んだわけでございますけれども、大体11社の中から選びましたのは、主力的なプラントメーカーを選んだわけでございます。

11社の中には、ほかのプラントメーカーにトンネル的に、受注は取ってもトンネル的にやる、要するにおもてはプラントメーカーもございますので、そういうトンネル的なところは11社から排除していきまして、それから、どちらかというと補修が専門だとか、非常に小型なプラントしかつくりたくない、そういうところも11社から7社に絞る過程では、落としていったわけでございます。

それから、メーカーとしては三流だというもの等も落としていきまして、7社にしたわけでございます。ある程度熱心にやったつもりであるわけでございます。

そういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○4番（小山良悟君）　私もあんまり歯車がかみ合わないと言問する元氣もなくなってくるわけで、要するに、意見にしておきたいと思いますが、もうこれ以上続けても歯車がかみ

合いませんけれども、はっきり言って簡単なことなんですよ、これは。なぜこんな事態になっているかということは。

それはなぜかということ、入札までの基準がまずかったということですよ。疑われようことをしちゃっているということ、なぜかということ、実績がないから外しましたというなら、最初から外せばいいでしょう、ということです。7社に入れて、見積もりを出させてから、しかもその外した会社が、値段がある程度の、中位から高位の見積もりを出していた、そこが外れたというのならまだあれでしょうけれど、悪いことに一番安い。高いところと比べて、約10億の差があるんです。安い見積もりを出した業者を外しているから、痛い腹を探られているんだか、痛くない腹を探られているんだかわかりませんが、こういう議論になってくるわけなんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

やり方がまずいんですよ。みずから疑惑を招くようなやり方をしているんです。この外した業者を見積もりをさせたこと自体が、もう間違っているんですよ。実績がないというなら、その時点で外すべきでしょう。そこら辺のいいかげんさというか、ずさんさを私は強く指摘したいわけなんです。そのために、助役だって市長だって本当に痛くない腹を探られているんだろうと思うんです。まさか痛い腹を探られているとは思いませんけれどね。

だから、無用な、そういう疑惑を招くようなやり方を一事が万事やっている。高校用地の買収だってそうですよ。（「飛躍するな」と呼ぶ者あり）　いや、飛躍するけれど、そうですよ。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）　その辺のところが、高校用地の買収などできる私が指摘したことは、ちっとも反省していない。たかが1年生議員の言うことだからと思っているのかどうかは知りませんが、そういうことじゃ困るんです。全然反省されていないんですよ。わかるでしょう、助役。なぜこんな事態になるかということは。なるべくしてなっているんですよ、こういう事態。

外した業者を、とにかく見積もりを出させて、そして出させてから値段見て、それで外したなんていうから、しかもそれが一番安い値段。だれが聞いたって、おかしいじゃないかと、こういうふうに思うでしょう、これは。（「おかしいよ」と呼ぶ者あり）　だからこういう事態になるんです。

きょうのこの議案の賛否を問われると、本当に私はもう、苦勞します。できれば休憩をとっていただいて、ちょっと調整していただきたい。私もこの考えを整理したいと思います。

意見として、とりあえず述べておきます。（「議長、議事進行をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） 小山良悟君。

○４番（小山良悟君） この問題は、いろいろ市川議員がずっと質問を続けてまいりまして、その経過をいろいろ聞いて、考えているわけですが、この判断は非常に大事でありますので、ちょっと休憩をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。その上で意見調整、態度を表明したいと思いますけれど。（「休憩とった方がいいよ」と呼ぶ者あり）議長、休憩とってくださいよ。円満にやりましょう、円満に。

○議長（高橋通夫君） ほかに御質疑はありませんか。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君） まず第１点にお聞きしたいのは、いま小山良悟君が言われましたが、石川島はいつから、５８年７月から、石川島もひとつ候補にする、ということになっていたのか。それとも、いわゆる石川島の製品は他の業者とちょっと違うわけです。ですから、石川島はいつから業者の中に含まれてきたのか。

○議長（高橋通夫君） 助役。（「議長」と呼ぶ者あり） 総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君） 委員長質問の時間でございますので。

その辺は委員会で明細な答弁はしませんでした、同じ総務委員でございますので、その辺配慮しながら御協力いただいたと思います。

○議長（高橋通夫君） 助役。

○助役（赤松行雄君） お答えしていきたいと思います。

５８年１２月１３日でございます。機械炉１１社から７社に絞ったというのが、昨年の１２月１３日でございます。それで、７社の中に石川島播磨重工が７社の中に入っておる、こういうことでございます。

○議長（高橋通夫君） 古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君） 今、委員長が話があったんですが、私ども総務委員会では石川島のいの字も見えていない。われわれに与えられた議案の中には、石川島なんてどこにも書いてないんです。そうでしょう。だから、総務委員会に与えられた審議事項と全く違うから質問している。

それで、１１社の中には、今、１１社というのも初めて聞きましたんですが、これは総務委

員会とは全然違う、事前の問題なんですから。その中にはロータリーのストーカーのメーカーというのはなかったんですか。日本ではロータリーをつくっているのは、石川島だけなんですか。

○議長（高橋通夫君） 助役。

○助役（赤松行雄君） １１社といいますのは、さっきもＲＣだとか、ロータリー回転炉とかいうお話になっているわけなんですけれども、そのとおりでございます。それも機械炉であり、火格子ストーカーである、という概念の中に入るわけでございます。

ですから、１１社というのは、全部機械炉系統のものでございます。それで石川島も入っていると。

それで、おっしゃるとおり、その中では回転炉というか、キルンというか、これは異色あるのは、石川島１社だけです。

○議長（高橋通夫君） 古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君） 総務委員長さんに質問はできないから、お降りになって結構なんですが……。

これは、石川島さんを入れたということが、おかしいことなんですね。

まず、見積書を出していただくときに、２月２０日ですか、出していただいたときに、１２月に７つの業者の方にある基準を示したと思うんですよ。たとえば２２０トン、２４時間に焼ける炉である、あるいは、自動的に操作でき、人間はいなくても２４時間動くような機械であるとか、あるいは公害条項、出てくる排気ガスはこのようなものでなければならぬと。その仕様の内容と、今度は入札に使われた仕様の内容は同じなのか、違うのか。

はっきり言うと、こういうことなんだ。いいですか、幾らという計算はできないんだ、日野の市役所じゃ。だれもできないんですよ。だから、注文するとすれば今言ったように、こういう機械をつくるんだと。それを幾らでおまえらつくと、この程度しか言えないんだな。それで見積もりを出してみる。だから見積もりを出させたときと、今度は本入札といいますか、何ていうんですか、われわれの議会へ出してきたときの説明、仕様内容と、１２月に出した、見積書提出において各７社にお願いした仕様内容は同じなのかどうか。違えば、値段が違っちゃいますよ。そうでしょう。同じものを出したのかどうかだ、仕様書は。そのところ、教えてもらいたい。

○議長（高橋通夫君） 清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） まず、11社から7社に決めた中で、石川島播磨重工業が入っていたときの、要するに回転キルンということで、まず私どもの方は、先ほど小山議員さんの質問の中にも、清掃部の中でプロジェクトチームをつくりまして、機種を決定いたしました。それは、要するに一般の言われる機械炉のストーカーということ、プロジェクトとしては決定をしたわけでございます。

そして、そのプロジェクトが決定をしたものは、東京都、京都、横浜等政令都市、それから大都市、一般に大都市といわれているそういうところで使用をしております三段階の、乾燥、それから燃焼、それから後燃、一般的に後燃といって、後の燃焼をする段階、これが大体三段階に分かれております。そうして、れんがで築造をして、つり天井ということの中で、一応機械炉というふうに決定をしたわけでございます。

そういう中で入札、それから見積もりの仕様、基本的には同じでございます。

○議長（高橋通夫君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） ですから基本的な仕様、はっきり言えば220トン焼くんだとか、三段階で、ロータリーは三段階というわけにいかないだろう、そうだろう。そのところで、仕様を7社へ出すときは、同じ仕様書を出したわけでしょう。そうなれば、だから1日何トン焼けて、出てくる排気ガスの純度はこの程度まで下げろと。公害を下げろとか、それから灰の量はどのくらい以下にしろとか、そうでしょう。発電機はどの程度のものをつくるんだと。それで、総合して幾らなのかと。こういうふうに注文したんじゃないかと思うんですが、その注文は、今度は入札のときの仕様説明と同じですか。

○議長（高橋通夫君） 清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） 入札のときの仕様の基本的なものは同じでございます。

○議長（高橋通夫君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） そうすると、全く同じものなら、コンピューターの精密度だとか、煙突だとか、みんな同じなわけだね。そういうことになりますね。

そうすると、はっきり言って、最初の見積もりと、今市長が言うことも正しいと思うんだ。第1回の入札価格とは同じでございますというのは、同じじゃなきゃおかしいんだよ、確かに。見積書と入札の第1回とが違っていたんじゃない、うそ出したことになるから。ね、そういうこと

になるだろう。だから、きっと市長の言う答弁は正しいのであるし、だから最高は46億ぐらいで、最低は36億ぐらいということが最初の見積もりはそうだったと。しかし、それよりは安くしようということで、予定価格はそれより安かったと。だから43億ぐらいですか、前後だろうと思いますよ。

だから、そういう点で石川島播磨が一番安かった、10億も安いんだ、確かに。そのところが市川議員の非常に疑問に思うわけだな。それで、ロータリーの石川島を、これ、だめだから外すことに気がついたと。気がついたと思うんだよ、僕は。初めからわかっていたら石川島は入れないんだから。気がついたのはいつだ。これはしまったと思ったのは。

○議長（高橋通夫君） 助役。

○助役（赤松行雄君） しまった、というふうな形で気がついたわけではございません。

同じ機械炉のメーカーということで、優秀なメーカーでございます。

それから、流動床というふうな方式の焼却炉につきましては、町田で最新の技術ということで活躍しているという、二つの燃焼方式を持っている会社でございます。その方の、これはアメリカのオコーナー社というところと49年に技術を日本に委嘱した。要するに石川島に委嘱したという回転炉の会社でございます。

それで、仕様書という話が出てきましたので申し上げますと、回転炉というものもやはり火格子だと、こういう広い概念の中には入るわけでございますけれども、こう、筒っぽになっておるわけなんですけれども、これに水の入ったパイプがずっと入っているわけで、この周りが230度、真ん中が900度、ここが燃焼の温度でございます。

そうすると、周りがこんなに下がる機械というのはないんです。大体100度ぐらいしか下がらないわけなんですけれども。よその方式ですと、クリンカといまして周りにいろんなかすが、瀬戸物みたいなものがいっぱいつくわけですよ。つかせないために、いろんな工夫をするわけなんです。100度ぐらい下げているわけですよ、この耐火れんがの周りは。これは、すごく下がっちゃっている。230度、ここに大きな問題がありますんで、どこのメーカーでも多少炉を仕様なり注文に応じて変える、というようなことがございますので、普通の三段式の炉に変えてほしい、という申し入れもしたわけなんです。

ということは、町田で流動床というふうな広い技術を持っています、回転炉も持っています、という会社でございますので、三段階の方式に改めていただけないだろうか、という申し入れ

を、この仕様書の中では大体みんな三段式ですから、それを行ったわけなんですけれども、結局、できません、ということ等も経過の中であったわけなんで、経過の中ではいろいろと御相談しながら、いままでの説明ですと、なにか無慈悲な形で申しわけないと思ったような経過があったんですけれども、中ではいろいろ技術的な相談をやってきたんですけれども、そういう形の中で、それはできないというふうなこともありますから、それじゃ回転炉の方は二つしか実績ないし、それでその実績も縁故で注文とれるというふうな形で、本当の競争入札という洗礼まだ受けてないということじゃ、技術的にいろんな優秀な面があるようなんだけど、世間で証明されたものでないと、われわれそんな技術的に何もないわけですから、職員は大勢いますけれども。そういう評価で、社会的な評価を得たものが欲しかったものですから、それじゃやむを得ませんですね、三段式の炉にということもいろいろお願いしたわけなんですけれども、当然なんでしょう、一つの自負があると思うんですけれども、それはできないんですよ。そういうことの中で、それじゃやむを得ないですねということになったわけでございます。

○議長（高橋通夫君） 古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） そういう説明をされるとよくわかるんです。しかし、非常に不親切だな。最初、ロータリーで黙って見積ひりとしておいて、とった後で三段式に落とせるような形の、いわゆる日立や荏原の方式と同じような方式につくり変えられないか、こういうふうにしてお願いしたわけだと思ふんで。

また、その36億というのは、ロータリーとしての値段なんであって、三段式に計算して幾らになるか、こいつもわからないわけですよ。

私は、この入札は何の疑問も抱いていなかったんだ。檜山がやることに間違いはない、こう思っていたから。（笑声）（「そうだ」と呼ぶ者あり） まあ、多少だれかが何と言っても、檜山君という人は、この市役所の職員の中じゃ一番固いと、そう思っていたから何とも思っていないかったんだけどね。どうも、あなた方のやり方がいいかげんなことをやっちゃうから、こっちは丸っきり素人だから、そうでしょう、36億7,000万というのは、ロータリー式なんです。日立のとったのは、ロータリーじゃないんだ、三段式に落としていくやつだ。

だから、石川島がその三段式に切りかえてつくれば、また45億円ぐらい出すかもしれない。いいですね。だから今後、そういう、なにか実にあいまいな妙なやり方というのはすっきりしないから、気をつけてもらいたいと思うんです。まあ、これはあれですけれども、本当にきょ

うの論議を聞いて、市川議員が怒っているのがよくわかる。

それから、第2点で聞きたいんですが、今度は運搬だ。さっき滝瀬君が言っていましたけれど、どっちへ運ぶの。浅川の方の今のルートに運ぶの、ごみは。あるいは多摩川の方のルートに運ぶの。というのは、工場が多摩川側になるだろう、今度。ここはどういう計画になっているか。

○議長（高橋通夫君） 清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） 搬入車両については、今の計量の機械ですか、あれを利用いたします。そして、新しい炉の方に向かうということで、日野高校の前ですか、浅川寄りですか、それを運行ルートとしては（「今までのルート」と呼ぶ者あり） はい。考えております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） 滝瀬敏朗君。

○29番（滝瀬敏朗君） 1点だけ。耐用年数があるかと思うんですが、耐用年数は何年に見ているんですか。

○議長（高橋通夫君） 総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君） 総務委員会の中で、15年ということで行うということでした。

○議長（高橋通夫君） ほかに御質疑はありませんか。滝瀬敏朗君。

○29番（滝瀬敏朗君） 15年でわかるんですけど、これは、いわゆる一切の責任といえますか、途中で壊れた場合、あるいは破損した場合、いろいろあるかと思うんですけれども、15年間というのは、これはつくった会社が責任を持って直したりするわけですか。

○議長（高橋通夫君） 総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君） 理事者の方からひとつ御答弁いただきたいと思えます。（「保障期間だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 責任は、こういう高価な資材でもありますし、また、附帯施設、装備も相当重いものでありますから、したがって、十分責任をとってもらう体制の中で契約を果たしておきたい、このように考えております。

○議長（高橋通夫君） 滝瀬敏朗君。

○29番（滝瀬敏朗君） 市長のおっしゃるとおりだと思うんですけども、それはもう何年ということが決まっていると思うんですけどね。

○議長（高橋通夫君） 清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君） 保証期間ですね。（「そうそう」と呼ぶ者あり） これは、どこのメーカーも大体2カ年ということでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

（「さっきの議事進行はどうした」と呼ぶ者あり） 小山良悟君。

○4番（小山良悟君） 採決の前に休憩をいただきたいということを先ほどもお願いしたんですが、改めてお願いしたいと思います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君） 奥住芳雄君。

○27番（奥住芳雄君） 今、小山議員もおっしゃられたとおり、わが新政会といいたしましても、市川議員の質問、その他多くの皆さんの質問に対して、まだいろいろとわからないところもございます。そういう中で、ここで意見の前に休憩をしていただきたい、かように思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君） お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君） 御意議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前零時57分休憩

午前1時58分再開

○議長（高橋通夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど意見を終結しましたが、質疑中、小山良悟君より議事進行の発言がありましたので、意見の終結を取り消して、再度意見を求めます。市川資信君。

○19番（市川資信君） 小山議員の意見を求めるということで、小山議員じゃないんですか、いいですか。（「いや、違います」と呼ぶ者あり）

一言、本議案の採決に当たって、反対の立場から意見を申し述べておきます。

まず、1点目でございますけれども、今回のごみ焼却炉の入札に当たって、数々の長い時間をかけて質問をしてまいったわけでございますけれども、その中に、いわゆる指摘いたしました価格、あるいはトン当たりの焼却費等の件について、不明朗な、あるいは不明な点について、詳細説明、あるいは資料要求を行ったわけでございますけれども、残念ながらそれらの不明な点を何ら明朗にできるような答弁、あるいは資料要求等を明示、あるいは提示することができなかったわけでございます。

したがって、われわれ議員は、先般も申し上げましたように、このような日野市の歴史上かつてない高額な入札にもかかわらず、賛成をできないという立場で、残念でございますけれども、このような入札には必ずわれわれ議員の指摘した資料、あるいは質問に対して明快な答弁を今後求めるものでございます。

厚生省の構造指針に認定された会社が、ヒアリング等を行って、見積もり価格を提示しておきながら、入札の直前になって、その資格を失わせるような、そういった価格が安いがために、入札から除名されるような、そういった明らかに疑おうと思えば疑わざるを得ないような、今回とられた手段に対して、私ども議会人として、あるいは新政会として、厳重な注意を指摘し、本原案を反対の立場から、意見を申し添えた次第であります。

○議長（高橋通夫君） ほかに御意見はありませんか。古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君） 賛成の立場から意見を申し上げておきます。

ただいま一番われわれ遺憾に思いましたのは、市川議員が資料を公開せよ、という要求をされました。これは当然、するのが当たり前であります。特に共産党等は、情報公開を非常に外では口高く唱えておる。ところが、この中に来ると、丸っきり赤の他人のような顔をして、そんなこと言った覚えがございませんかのごとき状況を繰り返している。これが赤い人たちの特色であります。これはもう（「とんでもないつくりごとだ」と呼ぶ者あり） いわゆる宮本君一派の行動とみなさざるを得ないのであります。

しかし、そういうふうな中で、私どもは、やはり正々堂々と情報は公開すべきである。それで、こういうふうな場合において、公開する方法がある。ということは、この見積書を出した7社の了解を得ればいいわけです。金額だけは公開させてくれないかと。この努力を全くしない、理事者側は。これは電話でできることです。それで、どうしても了解しないというならば、その理由をお聞きすりゃいいんです。金額は、もう入札が終わった段階ですから、必ずいいと

言います。企業秘密じゃないんですから、そんなことは。

しかも、市川議員さんが、数時間にわたって要求しているにもかかわらず、頑強にそういうふうな手を打たないで拒否している。遺憾に絶えません。ですから審議が進まなくなる。

こういうことは、私はそういう意味で、ここで希望しておきますが、7社の了解を得て、近く開かれる本会議において、得た段階において、金額だけは公表してもらいたい。拒否されれば別です。不明朗が残るんです。

それから、第2点としては、三段階式の火格子のストーカーをやるということでもありますから、本来、石川島さんにそういう注文で見積もりを出してくれと、最初の段階でやるべきだったんです。それを、出させておいてから、実は違って、三段階式の火格子式に、いわゆる他の業者と同じような方式にしてくれませんか、そうしたらどうですか、やりますかということになれば、ちょっとできないわけですから、これはおたくの方の手落ちだと思うんです。初めっから入れなきゃよかったんです。石川島はね。

しかし、石川島だけの問題じゃなくて、他の6社においても、見積もり段階で出した金額は、これは幾らだったか。市長はよく御存じだから、第1回の入札程度でございます、この、程度とか、らしいというのは、一番困るんです。私どもは素人ですから。程度といっても、どういうふうなことかな、どの辺の程度でおっしゃっているのかわからない。

だから、これはぜひひとつ、情報公開というより、われわれも当然、会社が拒否しない限り、出してもらいたい。これが第1点の意見です。

第2点としては、先ほど総務委員長がちょっと言ったんですが、この入札についてです。一番大事なことは、この火力発電所をつくる際の監督者がいない。監督者が市役所のどこにもいない。委員会でも私は言ったんですけど、それで注文をした。やはり監督者がいないで注文するということは、非常な冒険である。

もう一つは、このストーカー、最新式のストーカーの製造の際の監督できる機械技術者がいない。電気の技術者がいない。機械の技術者がいない。それで契約を結んで建設に入るという、これも大変な手落ちであります。本来ならば、この監督できる機械技術者、及び火力発電所を建設し、それを十分監督できる電気の技術者、この二人の方を養成した段階で入札に、きょうの段階では、もうその二人がいなきゃいけない。だからこれはもう早急に、先ほども助役が手当てしますと言いましたが、その手当てが、いつどうするのかということを、具体的なことは

もちろんきょうの段階でできなかったと思いますけれど、至急やってもらいたい。

それから、第3点の希望としては、地元との理解、あるいはまた、地元へのいろんな恩返し、こういう点については、十分配慮したいと市長は言っておられた。本来ならば、建設の契約の前に地元の方々に、このようにいたします、ということをはっきりとお約束するなり、実行すると。してなきゃ、おかしいんです。だけれど、新井、石田の人は、まことに人がいいんで、まあ、これからでもやったださると期待しているわけです。だから、その点について環境整備とともに、地元、新井、石田の方々、下田、万願寺の方々についての、こういういやなものを抱え込むんですから、十分なるお礼の気持ちを具体的にですよ、至急あらわしてもらいたい。

この3点を、強く意見として申し上げておきます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって議案第40号、日野市衛生処理場ごみ焼却施設建設工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和59年第2回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午前2時10分閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第70条の規定により署名する。

日野市議会議長 高 橋 通 夫

署 名 議 員 古 谷 太 郎

署 名 議 員 馬 場 繁 夫

SJ4
- 312.4